# 第五章 交通·通信

## 第一節 古代の交通

### 原始時代の通路

る。

る。

この文化の伝播のしかたは交通と密接な関係を有していれている。この文化の伝播のしかたは交通と密接な関係を有していたかはいまだ明らかにされていないが、会津の原始時代における文を津地方に人類がいつごろから生活し、いかなる生活を営んでいる。

との批判的な説もある(『西会津町誌』)。
ざ知らず好んで嶮峻な山岳地帯を交通路としたとは考えられない」わる峯伝いの通路説があるが、これについては、「往時の山伏ならい原始、古代における通路は、四道将軍、伊佐須美明神遷座にまつ

伊佐須美神社もこのとき御神楽岳に祭られ、後にわが柳津町と昭和日本海方面より御神楽岳に登り山岳方面を経路したと考え、現今の及んだと考えている。例えば、四道将軍、大彦命の通路の推論にも路説を唱える人の多くは、会津の文化は山岳地帯より漸次平坦地にさて、峯伝い説は何を根拠としているのであろうか。峯伝いの通

岳地帯に文化が栄えたとするものである。 岳地帯に文化が栄えたとするものである。 岳地帯に文化が栄えたとするものである。 岳地帯に文化が栄えたとするものである。 岳地帯に文化が栄えたとするものである。 岳地帯に文化が栄えたとするものである。 岳地帯に文化が栄えたとするものである。 岳地帯に文化が栄えたとするものである。 岳地帯に文化が栄えたとするものである。

がなかったとするのも問題であろう。ただ、縄文時代の通路として川沿いの道のみとして、峯伝いの通路原始時代、縄文時代の交通路として推論をくだすには難点がある。時代の遺跡の分布、形態などからは論じられていない。したがってしかし、この説は有史以降の史説(伝承)に基づいていて、縄文

ある。只見川沿岸において縄文早期の遺跡が発見されることを期待御神楽岳頂上より約十キロの位置にあることは注目に値する事実で

## 二 原始時代の物資の交流

してやまない。

在することが明らかになりつつある。

縄文時代の石器製作技術法のなかで、いわゆる圧し欠き法は相当 はいたかは、原始時代の物資交流の様相を推定するひとつの尺度に 素曜石を使用した石器文化がどのようなひろがりをもつ文化圏を形 芸・瀝青岩・粘板岩・特殊安山岩が用いられている。この材料中、 黒曜石を使用した石器文化がどのようなひろがりをもつ文化圏を形 成したかは、原始時代の物資交流の様相を推定するひとつの尺度に あるのではあるまいか。

特性を地域的に一定したものとしてとらえられた。それによると、黒曜石の産地は全国各所に存在するが、渡辺仁氏は黒曜石石鏃の

北海道及び陸奥

- (2) 信濃・飛弾・三河・甲斐・上野
- (3) 下野・常陸
- 武蔵・相模・伊豆

(4)

(5) 九州

にされ、さらにこれらの産地として、に五大別され、それぞれ一定の地域的特性の存在することが明らか

は十勝及び北見白滝産(北海道)

(1)

- (2) は信州和田峠産(長野県)
- (3) は不明
- 4 は伊豆半島の熱海・箱根近傍産
- (5) は大分県姫島産に類似するもの

とされた。

推定できる。 以上の諸点から、原始時代の交通、交易の様相がおぼろげながら

たことになるから、当時においてもかなり広範な交通、交易が行わされた地域が限定されている事実は、あるひとつの文化圏を構成しの石器製作の供給源であり、これらの原石が石鏃の材料として搬入黒曜石の原産地は国内随所にあるのではなく特定の産地が各方部

ていた原始時代の人々も遠く信州の地からその必要な材料を求めたわって、遠隔の地からもたらさねばならない。わが柳津町に先住し日常必要な物資は手近に得られない限り、渓谷に沿い、尾根を伝

れたことにもなる。

のかもしれない。

## 三 弥生・古墳時代の交通

る。 る。 る。 る。 の所在が多くみられ、盆地内や只見川沿岸、大川沿岸にもみられ にを介して北陸系のものが入ってきたといわれる。会津盆地周辺に 会津における弥生時代の文化は、その土器形態分布からして阿賀

ののめやすになるものと思われる。 か生時代の稲作農業がどのような経路で会津に入ってきたかは、 が生時代の稲作農業がどのような経路で会津に入ってきたかは、 ののめやすになるものと思われるがとうであったろうか。その方面の がある会津 / 阿賀川沿い / 越後の交通、交易がさかんに行われた通 ながる会津 / 阿賀川沿い / 越後の交通、交易がさかんに行われた通 ながる会津 / 阿賀川沿い / 越後の交通、交易がさかんに行われた通 を想定するのが妥当と思われるがどうであろうか。しかしながら、 中通り、白河方面とのつながりはどうであろうか。しかしながら、 様相を呈していることは、交通、交易上の状態を推論するのにひと がはれた通 様相を呈していることは、交通、交易上の状態を推論するのにひと

はなくしてただちに会津に入ってきたからであろう。そうでなけれ古墳と酷似していることは、その当時の畿内古墳文化が駅伝式にで励されたことは、中央の文化交渉が当時直接的になされたものと推成されたことは、中央の文化交渉が当時直接的になされたものと推

にこれは畿内と会津とを結ぶ交通がなされたことにもなる。畿内と会津と直結した文化の所産であったことを示しており、同時るべきはずである。ところがそれが数少ないのは会津大塚山古墳がば途中各所において大塚山古墳のような古い形式の古墳が数多くあ

である。れた大古墳を造営するほどに会津の社会的条件が成熟していたことれた大古墳を造営するほどに会津の社会的条件が成熟していたことつ者であったろう。しかも重要なことは四世紀末には既にこのすぐ畿内よりの派遣者であれ、いずれにせよ畿内文化と密接な関係をも

また、このような壮大な古墳の被葬者が会津の土着の首長であれ

である。
の支配者の確立がこの造営以前になされていたからこそ出現したのの支配者の確立がこの造営以前になされていたからこそ出現したの会の成立などがなければならない。この壮大な奥津城は強大な会津会の成立などがなければならない。

弥生時代より会津盆地内に散在していた数少ない村落は、四世紀末までには相当盆地内に村落を拡充していって稲作農業を中心としらの多くの村落間には種々の交渉がなされていき交通、交流などもらの多くの村落間には種々の交渉がなされていき交通、交流などもその族長にしたがう農民の村落との間には、当然この時期にあった交通路がきりひらかれ、その往来もしげくなっていったことであろう。

# 第二節 主要交通路の変遷と改修

#### 、越後街道

前の古代からの越後街道は時代の進展と自然の災害などによって、よる当時の会津農民の血と涙との所産である道路であって、それ以れにあたる。この越後街道は明治時代になり、時の県令三島通庸に内では、藤から藤峠を経て西会津町内に脈絡する国道四九号線がそ越後街道は会津と越後とを結ぶ重要な道路であり、現在の柳津町」 古代・中世の越後街道

その消長、変移も多かった。

野沢)、その他の諸寺が建立され、各村落の仏教信仰と相俟って隆盛 蔵寺のほかに、会津五高野と称せられた恵日寺(磐梯町)・恵隆寺(坂 古道と言い得るのである。 は最も重要な通路であり、 を極めていた。 下町)・八葉寺(河東村)・大高寺(三島町)・高野寺(三島町)があ これまた勢威をふるったから、この二寺院間をつなぐ通路が会津で 大な伽藍を有してその勢威を全会津に及ぼし、 った代表的なこれら諸寺院間の通路が進展していって、これら諸寺 り、さらに、勝常寺(湯川村)・勝善寺(宝坂)・如法寺(西会津町 わゆる、古代の会津の寺社領時代には、東に恵日寺があって壮 したがってこれらの宗教信仰と村の成立との上に立 これが会津 レ越後間を結ぶ越後街道の最 当時の会津には、 わが柳津町の霊岩山円 西に恵隆寺があって

院のもつそれぞれの貢納地の村落と寺とを結ぶ参詣の道が発展して

かり、 宇内・青津・青木・立川を経て、勝常寺に達し、更にこの寺を経て、 磐梯山恵日寺に至るわけである。 すなわち越後より会津に入るには阿賀川沿いに会津に入り、宝坂勝 の恵隆寺文化の様相とそれと関連した交通の側面を示すよすがとい あげ坂・せりあげ道・片門などの今に残る恵隆寺付近の地名は当時 陣が峯・極楽坂・寺屋敷・戒壇・胡麻壇・弘法清水・念仏壇・とり でもあった。宇内・小金塔・大門・見明門・鐘撞堂・常平・勝負沢 要抄』)、山麓より恵隆寺に至る通路が存在していて越後街道の要所 大口・追分・宇内・小池・原の十三か村がそれにあたり(『温故拾 田中・赤沢(牛沢)・新館・小金塔(塔寺)・田尻・笊籬屋敷・杉邑 ほとんど荘園化して会津の諸寺に君臨した結果にほかならない。 善寺を経て野沢の如法寺に達し、これより大原部落から高寺山にか なお、 ったのも当然のことであった。 当時の越後街道はこれらの諸寺院間のつながりから成りたっていた。 勝負沢越えといって高寺恵隆寺の山腹をぬい会津盆地に出て 高寺の恵隆寺の場合をみると、その貢納地として、大原・ このことは、恵日寺が全会津を

薩を祀った霊厳山円蔵寺があった。徳一の創建とされるこの寺は貢一方、越後本街道からそれていたわが柳津町には有名な虚空蔵菩

当時の参詣道たるを示している。

は

えよう。勝負沢から笊籬屋敷の間十数町は高寺恵隆寺が栄えたとき

掛け見世(店)が連なり参詣の人を以てうずめられたといい、

をもつ北越街道(幕藩政時代には御蔵入街道、明治以降には沼田街道、 があったといわれているから、柳津にはそれらの関門としてつながり 山大高寺や横雲山高野寺があり、それらの寺にも越後方面から参詣人 れるがどうであろうか。円蔵寺のあった柳津町の奥には三島町の御坂 を有するほどの寺であったから(第八章第二節円蔵寺参照)、 現在の国道二五二号線をさす)の重要な場所を占め、かつ虚空蔵信仰 ろうし、おそらくは、 柳津町本町を主として近辺の村落をその貢納地としていたことであ 納地としての村落は明らかになっていないが、 そのために交通上、越後裏街道の要点でもあったわけである。 付近の柳津の渡しを船で渡って柳津町本町にきたらしく、藤の集落は それから椿から現在の大平町方面に船で渡るか、あるいは、 からそれて縄沢から藤の鶴が峯方面の峠を越えて、藤か椿方面に出て、 れる。この場合には、野沢から大原、恵隆寺勝負沢越えの越後本街道 と結び付いて越後街道の裏街道として往来がさかんであったと考えら 恵日寺、または恵隆寺に属していたものと思わ 円蔵寺子坊三十六坊 現在の 観月橋

> 馬の道として重要な位置を占めていたものと考えられる。 諸館を結ぶ交通路は、 戻城を中心として、大沢・長井・南宇内・大原・窪・船渡・ 関連からみて妥当と思われるのである。 田~漆窪~西羽賀~片門~藤を想定しておられるが、 にふれて、越後本街道の順路として、野沢 - 森野 - 松尾 - 尾登 - 利 に街道の改修が行われたものと考えられる。 利なように、 の越後国から新勢力たる武士団のいわゆる武力進出を企図したも であるから、 かつ、これら諸館の相互連絡にも緊密さが必要なため 越後街道もその進出ぶりにみあって兵馬の往来に便 まさに越後から会津進出を企図した城氏の兵 会津八館の主城たる藤の猿 『野沢町誌』ではこれ 館跡の 配

さとであろう。
後年に至り恵日寺を中心とする会津寺院勢力は城氏と相結託して
後年に至り恵日寺を中心とする会津寺院勢力は城氏と相結託して

## 近世の越後街道の変改

文化・交通・運輸などいずれも恵日寺に代わって黒川(現在の会津川の里が会津に於ける政治の中心地となり、しながって政治・経済・にともなって種々の変改をみている。とりわけて、恵日寺の衰退とそれに代わる新興武家勢力の代表たる源頼朝の鎌倉幕府創立会津と越後とを結ぶこの越後本街道も、中世に於ける寺院勢力の会津と越後とを結ぶこの越後本街道も、中世に於ける寺院勢力の

若松市)が重要な拠点となった。

らである。『会津年表』によると、この変移を、によって、高寺勝負沢越えの通路が崩壊して利用できなくなったかわゆる慶長の大地震と称された慶長十六年(一三一四年)の大地震越後本街道も近世に入ると大きな変改を生じている。それは、い

「高寺、勝負沢の越後街道崩壊修繕する能わず、是より坂下を以上する。」台湾を記している。

とされている。

て本道とす」

編会津風土記』の南宇内村の項に、
編会津風土記』の南宇内村の項に、
の体の出記という悲惨事を呈したほか、虚空蔵堂の倒壊、藤新道の値かに五名という悲惨事を呈したほか、虚空蔵堂の倒壊、藤新道の値があり、大杉山全村が土中に埋まり百余名が圧死し、難を免がれたもら、この越後街道勝負沢越えの崩壊も、その地形からしても充分にら、この越後街道勝負沢越えの崩壊も、その地形からしても充分にら、この越後街道勝負沢越えの崩壊も、その地形からしても充分にら、この越後街道勝負沢越えの崩壊も、その地形からしても充分にら、この越後街道勝負沢越えの崩壊も、その地形からしても充分にら、この越後街道勝負沢越えの崩壊も、その地形からしても充分にら、この越後街道勝負沢越えの崩壊も、その地形からしても充分にある。この勝負沢越えの通路について、『新神会津風土記』の南宇内村の項に、

繁栄のときはここより青木・曲沼・砂越・北田の村々を過て本寺渡て青木・佐野(笈川組)の諸村を経て黒川への順路とし、又高寺越後街道にて野澤組西羽賀村より只見川を渡り、ここより宮川を蒔を責しとき、合戦ありし所と云傳ふ。此地昔は勝負澤越といふ。「勝負沢、村より未申の方四町計、山径を云、恵日寺の衆徒、高「勝負沢、村より未申の方四町計、山径を云、恵日寺の衆徒、高

なわち、

鐘撞堂峠を開いて、

坂下より塔寺、

気多宮を経てこの峠を

えて、

大原~東羽賀より只見川をわたって西羽賀にあがり、塩峯

多く田圃を浸せし時、蒲生氏より與へし文書今に肝煎の家に蔵むいに橋を架し、佐野村を渡場とす。其後慶長の地震に勝負澤の通いに橋を架し、佐野村を渡場とす。其後慶長の地震に勝負澤の通いに橋を架し、佐野村を渡場とす。其後慶長の地震に勝負澤の通いに、まって青木、青津一帯がこの湖によって交通往来ができなくなったよって青木、青津一帯がこの湖によって交通往来ができなくなったよって青木、青津一帯がこの湖によって交通往来ができなくなったよって青木、青津一帯がこの湖によって交通往来ができなくなったよって青木、青津一帯がこの湖によって通往来ができなくなったよって東京により與へし文書今に肝煎の家に蔵む多く田圃を浸せし時、蒲生氏より與へし文書今に肝煎の家に蔵むるく田圃を浸せし時、蒲生氏より與へし文書今に肝煎の家に蔵むるく田圃を浸せし時、蒲生氏より與へし文書今に肝煎の家に蔵むるく田圃を浸せし時、蒲生氏より與へし文書今に肝煎の家に蔵むるく田圃を浸せし時、蒲生氏より與へし文書今に肝煎の家に蔵むまにより、

文如左

点筆者)

とあり、また同じくも青木村の項にも、

せり………」(傍点筆者)き今の地に移し、勝木澤村と合せて一村とし、青木をもて総称と「此村もとは一町計北にあり、慶長中の地震に山崎新湖出来しと

崩壊により、急遽越後本街道の順路は変改されるととになった。すに、旧広瀬、旧川西村の一部が水没するとともに勝負沢越えの通路の山を崩して阿賀川を堰止められたために出現した山崎新湖のため慶長十六年の大地震によって山崎(現在の喜多方市慶徳町山崎)とあり、山崎新湖の出現による影響のほどが類推されよう。

峠〜塩坪〜漆窪〜松原利田〜尾登〜松尾〜野沢となり阿賀川沿いに

)後領に通ずる道となったらしい。

本街道の座を占めるに至った。 越えて軽沢から綱沢を経て野沢に至る通路が多く利用されて、越後 て船渡にでて、この船渡より只見川を渡って片門につき、 ところが、江戸時代になるとこの通路よりも、 鐘撞堂峠越えをし 東松峠を

正保三戍年(一六四六)の『会津領絵図面』によると、 若松~高久~束原~細工名~福原~坂下(ま

越後本街道

軽沢分~綱沢~野沢~芝草~新田~芹沼~上野尻~川谷~ 鐘突堂峠~船渡~只見川渡~片門~天屋~東松峠~軽沢~ たは、若松~高久~佐野~村田~坂下)~塔寺~気多宮~

白阪(白坂)と方川(宝川)と越後領に入る。

し塩坪し漆窪し利田し尾登し松尾し茅本し野沢本町となり

片門より分かれて洲走~西羽賀~夏井~川井

越後裏街道

本街道に合する。

る となっていて、束松峠越えの通路が本街道となっていることがわか

#### (三) 片門の渡し

にあっ を て北条時頼にからまることが片門や天屋方部に多い。古坂下の東北 通ったところからこの名称が付せられたと伝えているが、このさ 東松峠越えの越後街道が古く中世期より存在したらしい伝説とし た「最明寺の渡し」は、 最明寺北条時頼がこの鶴沼川の渡し

> に立った時頼は一帯の蒼翆の美しさをめでるとともに、東松峠の名 い時頼が会津に入ってきたのは越後方面からとされている。 称を生んだもとになった。東松について、

陸奥の満田の里の東松

千代の齢を家つとにせん

渡し申しましょうということで時頼主従を渡し船に乗せて見事激流 るときに、熟練な船頭が進みでていうのには、 さまであったので、 折悪しく只見川は洪水となっていて、激流岩をかみ白波をけたてる 片門の村につき、只見川の渡しを経て対岸の船渡に至ろうとしたが、 との和歌一首を詠じたといわれる。さらに時頼がこの峠をくだって を乗り切って対岸に着したという。時頼はこれに感じてこの船頭 「早川」の姓を与えたという伝説がそれである。 船渡しどころではなく、時頼主従が困惑してい 危険を覚悟の上でお

津坂下町史』)。 ものであろうと推測される。 (一四九一) 四月の渡守の定めの写しが残っているといわれる(『会 これらの伝説からも片門の渡し、東松峠越えの通路は古くからの 片門の渡しについては、 延德三年己西

それによると、

片門村渡守之事

五歳以上の男女不依六文ツツ壱人分可取之

出家・沙門・諸奉公人舟賃取間敷候事

行来ノ者立帰之節舟賃取ル間敷候事

# 右之条々堅相守往来弥無常可相勤候事

#### 延徳三年己酉四月

右者鎌倉ヨリ舟守頂載仕候文ナリト人々申伝候(斎藤家文書)

というものである。

して左の如く記載している。 大夫盛高が与えた文書が片門の渡守次郎兵衛宅に収められていると 受けて、永正三年(一五〇六)十月二十八日に会津の領主芦名修理 また、『新編会津風土記』所収の片門の渡しについてはこれらを

りありしと見え、北條時頼此所を過し時渡守に與へし文書ありし 修理大夫盛高より與へし文書ありとて今に渡守次郎兵衛が家に蔵 と云、今も毎歳元旦に渡守白衣を着て渡しはじむと云、 む、其文如左。 船渡場 村東にて只見川を渡す越後街道なり此渡場は往古よ 其後葦名

#### (花押)

例にまかせ、判形を遣所也、 関東よりの御判今に所持仕候、道理分明なるによって、ふるき かたかとのわたし守の事、別人望申上候といへとも、先代の時 からす、於子孫書相違すへからさる者也。仍如件 自今以後は親類なり共、 余人望有

永正三年丙刁十月二十八日

片門塩田家にはこの渡船場に関する古文書があり、

その

なかに「片門村渡船定之事」がある。

さらに、

#### 片門村渡船定之事

文宛背負荷之者同前之事 諸奉公人之外一歳已以之男女不依何者為洪水之時壱人ニ付六

何荷物ニ而モ不拘洪水壱駄ニ付人馬共拾文宛荷物候ハ八文取 立乗掛荷同前之事

他国者の諸奉公人は船賃取間敷事

、立場之者如前ニ匆々船賃取敷事 近郷より応其村則暮中船賃取来候件向後可為同前事

右条々相守之如前之往還弥無滞可相勤候若於令違背者応其所可

為曲事也

寛文十年戊八月十三日

小原五郎右衛門

七宮 勝兵衛

### 片門村船守共かたへ

類なり共、余人望有へからす」とされて、その渡守としての権利を 片門の早川家が芦名盛高よりの安堵状にあるように「自今以後は親 街道のなかで片門の渡しは重要な庶民の交通手段であり、当初は、 付けされたことにより、 独占世襲していたのである。しかし、慶長以後に於いて本街道に格 このように、近世において東松峠越え、 物資運送の増量などにともなって新船の建造保持などの経済 越後・会津を結ぶ通路として大名・庶民の 鐘撞堂峠越えをする越後

ともにその姿が消え去ったのである。後街道における重要な渡船場であったが明治になり船橋ができるとへと変遷したのが幕政時代における実態であった。片門の渡しは越性から村民の助力が必要となっていき、やがては片門村持ちの経営

一方、東松峠の道路開さくの記録には『会津年表』に、

「元文四己未越後街道東松峠の新道を開く」「元和四年戍午十二月二日、東松峠の道路を開く」

って往還がさかんになったとしている。いう者が初めてこの道を開いて木材を運送したのが、漸次開けていいう者が初めてこの道を開いて木材を運送したのが、漸次開けてい松城)修造の時に安座村(現在・西会津町)の肝煎二瓶七左衛門と松城)修造の時に安座村(現在・西会津町)の肝煎二瓶七左衛門ととして、東松峠の新道開修を元文四年(一七三九)としているが、として、東松峠の新道開修を元文四年(一七三九)としているが、

船渡シ被遊以而御上下御案内申上候覚』には、船渡シ被遊以而御上下御案内申上候覚』には、『会津坂下町史』によると、会津藩は元文四年(一七三九)即の九月記載の『少将様片門村内足延二千六百五十二人の大工事であったと記述されている。さらた足延二千六百五十二人の大工事であったと記述されている。さらに同書所収の延享四年(一七四七)卯の九月記載の『少将様片門村との東松峠付近の軽沢新道拾二町の普請をしたとして、工事は四に同書所収の延享四年(一七四七)卯の九月記載の『少将様片門村に同書所収の延享四年(一七三九)

年以前ニ新道六百間余奉願普請仕候へハ、ナデ無御座往来之万民ハ御左之沢ソヘニ罷通候故、甚雪中ナデ御座候而迷惑仕候処、九「軽沢領分ニ而此辺ハナデ所ニ候哉ト被遊御意候間、元来ノ道筋

難有仕合ニ奉存ト申上候

もに、東松峠越えが容易でなかったことを示している。 もに、東松峠越えが容易でなかったことを示している。 もに、東松峠越えが容易でなかったことを物語っている。なお、いに道を変改したというもので、元文年間において東松峠越えの改修に庶民の労苦によるものが大きかったことを物語っている。なお、の石川というのも、東松峠の難所下切石という所を経ていくので名切石川というのも、東松峠の難所下切石という所を経ていくので名付けられたというほどであり、この工事の難工事さが偲ばれるとと付けられたというほどであり、この工事の難工事さが偲ばれるとと付けられたというほどであり、この工事の難工事さが偲ばれるととけられたというほどであり、この工事の難工事さが偲ばれるととある。これは、軽沢から軽沢から別れの茶屋)の間の通路は切石とある。これは、軽沢から軽沢から別れの茶屋)の間の通路は切石とある。

峠の頂に茶店二軒を構えるようになった。 に一里塚がおかれた。 麓から頂上までが十八町十間余で共に急坂であり、 障の如く環列し、 東松峠の頂上までには、 の蒼翆殊にうるわしく見ゆ、 近き麓には坂下組高寺山南北に綿延し、牛澤組の山に續き、 「この所より東に望めは諸山遠空に連り、 沃野中に闢けて千村万落府城の四年に星羅し、 寛政四年(一七九二)に片門、 軽沢から登ると八町五十間、 此山に産する早百合草味殊に美なり、 『新編会津風土記』には、 高低濃淡一ならず、 道の中途天屋 本名から東松 天屋方面 一带 屏

又桔梗多し」

もどして旅したととであろう。と佳景を叙しているが、頂上で一息入れた旅人は、この眺望に力を

占めて、越後の諸大名や多くの旅人の往還をみたために、船渡・片とのように江戸時代における束松峠の改修は越後本街道の位置を

さをさけるに至っては、二百有余年にわたる越後路本道の座を現在 であった。 門・天屋・本名の各村は宿場や休場、 の改修〔明治十七年(一八八四)〕としての越後街道が東松峠の嶮峻 藤峠越えの通路にゆずりその歴史をとじたのである。 しかし、幕藩体制も崩壊して明治に入り、会津三方道路 荷駄の運送などで賑わったの

昔日、 るのである。 越後路、 気多宮の追い分けには、 結ぶ重要な路線となっているが、 交通の変遷と時代の進展とを物語るかのように静かにたたずんでい 越後本街道よりみればいわば間道的存在の脇道であったのである。 、軽沢分の道は現在国道四九号線となって福島県東部と新潟県とを このように気多宮より分れて柳津町方面に至る七折坂 / 藤 / 藤峠 越後路の王座を占めていた面影をわずかに伝えるとともに、 是より柳津路」と右、 会津藩士鯨岡平右衛門の書による「是より 左に記されたみごとな道標があり、 藩政時代には前述の束松峠越えの

# 三方道路と藤峠を通る越後街道

着眼として当を得たものであり、 令より福島県令となった三島通庸は着任後直ちに会津若松市を基点 したのである。 しての会津三方道路改修計画に着手して会津地方の産業開発を企図 と涙のなかに完成した。 として北は山形県、 近代に入ると会津では有名な会津三方道路の改修が会津農民の血 近代の文明開花の時代に即応した基幹道路の改修は 南は栃木県、 明治十五年二月十七日(一八八二) 西は新潟県に通ずる大土木工事と 現代の繁栄をもたらす基盤とはな 山形県

> 民権運動弾圧であった喜多方事件の発生などがあったのである。 たが、その改修のかげには、 会津農民の強制労働への従事と自 由

つ

う特別使命があったが、 労働とを規制したのである。 六郡連合会を設立して、この機関を利用して会津農民の負担と強制 と対立させる一方で、会津三方道路改修工事の進渉機関として会津 三島通庸が福島県令となったのは福島県における自由党撲滅とい まず三島県令は会津帝政党を作って自由党

れてしまったのである。 にとって重大なものであることを認識しないうちに、 な審議の時間も与えられないままに、つまりはその内容が会津農民 ている。三月十四日になると六郡連合会は県側の原案について十分 に六郡長を集めて三方道路改修の大土木工事を実行することを命じ 会津郡・南会津郡・河沼郡・大沼郡・東蒲原郡)を結成させ、さら 中山高明の両名を会津に派遣して三月五日までに会津六郡連合会(北 明治十五年二月二十八日に福島県令は県属海老名季昌、 原案は決議さ 土木課長

二十六万円下付の原案も実際にはその額の約三分の一強に当る九万 役を課され、 る金額を定めて強制的に徴収されたのである。 割で代夫賃を納入すべしとする内容である外に、 問わずに十五才以上六十才以下の農民は二年間に一ケ月中一日の賦 ある。六郡の農民負担額は三十七万円、 かくして会津三方道路改修にまつわる悲劇の幕があげられたので それに服役しない者は男一日に付き十五銭、 しかも、 さらに、 男女、 有志金と称してあ 国庫補助金 貧富の差を 女十銭

も地方農民にかかる情勢になった。八千円の補助金しか下付されなかったから、その差額十六万二千円

## 五 会津三方道路数え歌

県令三島通庸の強制を非難し、呪咀する会津農民の声なき声は、不知らず、訴えも抵抗するすべも知らない大多数の農民は、その苦しい思いをこの数え歌に託することによって僅かにうっぷんをはらしたのであろう。井関敬嗣氏著『会津坂下町の伝説と史話』には、会たのであろう。井関敬嗣氏著『会津坂下町の伝説と史話』には、会かでのように記述されている。

の道路銭。 一つとせー人々驚くこの道路上下なしのお取り立て(ハヤシ)こ

二つとせー二人ぐらいはよいけれど大勢家内は困ります。(以下

ハヤシは同じ)

七つとせー泣いて口説いたからとても取り立てしないでおくもの六つとせー無理な様ではあるけれど出しておかんせ後のため。五つとせー世の中たいらにおさまれば道路もたいらに開けます。三つとせー皆さんいかがと聞き合わせこれもお上の規則なら。

八つとせーやさしいことばをかけたなら誰も納める者がない。

£6°

九つとせー公売処分になる人の取り立てし(せ)られるくやしさ

十とせ 一とにかく道路がよくなれば第一喜ぶアンマとり。

修起工式を挙行するといった運びとなっている。にはこの会津農民の不安と憎悪の中にあって、はやくも三方道路改のに、三、四、五月分の代夫賃徴収の令が厳達されて、八月十七日ともかく、このような情勢のなかで六月になると工事は未実施な

## 六 藤にみる改修の様相

であったろうか。ところで、わが柳津町の藤の人々の当時の情況は一体どんなものところで、わが柳津町の藤の人々の当時の情況は一体どんなもの

まず、 『道路工事寄付金願』からみてみよう。

#### 道路工事寄付金願

実御採用被成下度、総代連署ヲ以テ奉願候。以上。 藤沢通り工事費ニ御加工被下度聊力義務ヲ竭サントスル小民ノ情 但シ壱人ニ付三十銭、橋材木ニテ金五百円)有志寄付仕候間、 野沢村ニ至ル従来ノ古道アリ。 津地方六郡連合会決議ニ據リ、 内深ク脇 手スルノ理アランヤ、衆ニ魁ケ分外ノ力ヲ尽スハ理ノ当然ニ付、 キ僻邑モ今ヤ市街地ノ一部分ニ連ル斯ル僥倖ニ遭偶(遇)シ抽(拱) ノ収縮スルノミナラス尚々担塗ノ如ク、 ヲ鑿平アラント其線中当郡気多宮村ノ西ニ方リ、当村藤沢ヲ経テ ノ物品運搬ヲ便利ニシテ行客搬荷百事便論ヲ俟ス。将タ当地ノ如 今般国郡市便益ノ為メ道路開鑿の儀御達シニ相成候処、 協 議ヲ尽シ、 (正夫三千三百三十三人、此金額千円) 之ヲ開鑿アラハ工事易クシテ里程 若松以西越後新潟湊へ達スル路線 加フルニ大沼郡エ輸出入 先般会 村 該

IV

岩代国河沼郡藤村

明治十五年七月

総代 小滝弥次郎

笠間辰太郎

仝 常三郎

鈴木 円吉

福島県令三島通庸殿

尽スハ理ノ当然ニ付キ、村内深ク協議ヲ尽シ」、結局は「大沼郡エ輸 出入ノ物品運搬ヲ便利ニシテ、行客搬荷百事便論 タ当地ノ如キ僻邑モ今ヤ市街地ノ一部分ニ連ル」のであるから、「斯 藤沢通りの当該工事費に加えてほしい旨を願いでているわけである 五百円、合計千五百円を有志寄付金として納めるので、 労働賃金を三十銭とみて、その他に藤橋架橋のために橋材木として のと考えて、正夫三千三百三十三人、此金額千円、 (傍点筆者)。 僥倖二遭偶 このように藤においては、 この道路が藤を通ることによって「将 (利) ヲ俟ス」も 但し壱人一日の この費用を

には、 勢繁栄への熱望がいかに深かったかをうかがうことができる。 ヲ以テ奉願候」と結ばれているこの願書からは、 「聊カ義務ヲ果サントスル小民ノ情実御採用被成下度、 「大沼郡エ輸出入ノ物品運搬便利ニシテ」とあるように只見 道路改修による村 総代連署

斎藤 吉松

長谷川鉄造

鈴木 清吉

久次

斎藤

平七

320

後本街道に直接、

間接的にも大きな経済的利益の関連が深かったか

これらの諸村は大きな打撃を受けることになり生計も苦しくなると らであろう。この本街道が変改されて藤峠を越えるようになれば、 になることへの背景があった。一方、河沼郡方部では の大器械を取り入れて盛山となった軽井沢銀山への大量の物資運搬 川筋大沼郡方部への物資運搬する便宜、 (木材・飯米・製錬用塩・その他諸物資) が容易となり運輸が盛大 特に明治十三年度より新築

金トシテ弐千円ヲ出シ既ニ本月十日ニハ道路祭ヲ成シ……」 二当時二至テハ苦情ヲ唱フル者ナク且ツ坂下町ニ於テハ外ニ有志 「河沼郡へ出張シ探偵スルニ該郡下ノ人民ハ代夫賃小(正)夫共

「河沼郡ニ於テ……セン導ニ依リ如何変スルモ難斗注意スベキ村

々左ノ如シ」

渡辺三六探偵報告書』)。

津尻・青木・三州の合計十一か村があげられている(『川井幸平、

として、片門・東松・登世島・尾野本・西羽賀・夏井・川井・宇内

坂下町や藤の村などが積極的に賛成し、 他の大部分の村々が

十余年実記』にあるように、

村の動向がいわば反対の方向にあったのは、従来の束松峠越えの越 と困難を感じながらもこれに応じているのに対して、これら十一か 路費八十五才以上六拾才以下男十五銭、 立ニテ人民実ニ困難仕候……」 「道路開墾記、若松町ヨリ四方ノ県道ハ明治十五年ヨリ始リ、 女十銭会津郡ョリ毎月取 通

> 岩越鉄道開通にともなって、漸次交通運輸量が減少していき村勢の 名の主街道にあった諸村はこの後、越後街道の主座を失うとともに、 考えたのが大きな要因であったと思われる。事実、 片門・天屋・本

衰微を来すようになったのである。

易なものでなかったことは想像できる。 張するために藤地内において多くの土地の潰れがあり、 『斎藤家文書』のなかに所収されている。 藤の場合には千五百円の道路改修費を拠出しているが、これが容 このほかに道路の巾員を拡 その請書も

#### 御請書之事

面代価ヲ以テ御買上相成不苦候、 今般若松方部便益ノ為メ道路開鑿ニ付、 此段御請書申上候

其路線ニ係ル潰地之分券

明治十五年七月

H

河沼郡藤村総代

小滝弥次郎

笠間辰太郎

常三郎

直吉

鈴木

円吉

仝 長谷川鉄造 吉松

平七

鈴木

斎藤 久次

河沼郡長沼沢七郎殿

三方道路の潰地代は壱万六千九百弐拾円を要したが、藤の場合の

潰地代がどれだけかは明らかではない。

な目論見書がみられる。 いわゆる藤峠を越えていく岩丁場の多いところであって、次のよう 村より同郡登世島村迄が新道長さ九千弐百間であるが、この箇所が 弐百八十坪、此人夫八万六千四百人(但し壱坪五人)、河沼郡気多宮 新道の長さ八千六百四十間(平均高三尺、横四間)、此土坪壱万七千 越後街道の改修には、 北会津郡若松町より河沼郡気多宮村迄が、

河沼郡気多宮村ョリ同郡登世島村迄

同長九千弐百四十間

長六千百四十五間

平均高五尺、

横四間

此土坪弐万四百八拾三坪三合

此人夫六万千四百十九人九分

但シ壱坪三人

是ハ土山ノケ所

長弐千六百三拾三間

此土坪七千弐百壱坪三合 平均高四尺、 横四間

此人夫三万五千百六人五分

但シ壱坪五人

是ハ岩石混交ノケ所

長四百六拾弐間

平均高四尺、 横四間

此岩坪千弐百三拾三坪

此金六千百六拾円

但シ壱坪五円

是ハ岩石ノケ所

五日 号、二号、三号…というように区分されてそれぞれの受け持ち場の 務を執行するための越後街道改修事務所が設置されたところであっ 改修をなしたのであろうか、次のような記録がみられる。 は一丁、二丁、三丁…というように区分され、さらに各丁場は、一 迄が斎藤久次氏の持分として道路改修が進められたらしい。各持場 いる。これらの記録によると七折坂から藤峠を越えて、大畑・綱沢 九月十三日改 藤の斎藤久次氏宅はこのとき、道路改修の現場指揮監督や会計事 前記文書のほかに、 人足調帳』、『明治十六年十一月 砂利賃夫調帳』等が藤村斎藤久次の名で記録されて 『明治十六年ヨリ 砂利賃金調』、『明治十七年 正夫人足調』、『九月十

壱号 此人夫 辰三 (組) 三拾五人 草取手直シ 四百弐拾間

二号

清吉組

此金拾円五拾銭

直シ)

六拾間(拾間出来直シ、五拾間手

此人夫 拾三人弐分 此金三円九拾六銭

三号 幸八組 草取手直シ 弐百四拾間

此人夫 拾三人六分 此金四円八銭

四号 幸八組 草取手直シ 弐百七拾五人(間

此人夫 弐拾弐人 此金六円六拾銭

五号 新八組 落去片付手直シ

此人夫 拾七人 此金五円拾銭

六号 新八組 落去片付

此人夫弐拾五人 此金七円五拾銭

辰三組 落去片付 百五拾弐間

七号

此人夫 弐拾五人五分 此金七円六拾五銭

此人夫 中村(組) 弐拾壱人 法切下落去片付 此金六円三拾銭

八号

九号 勝太郎組 手直 八拾三間

此人夫 但拾四人五分 此金拾三円三拾五銭

勝太郎組 手直 八拾三間

十号 此人夫拾弐人 此金三円六拾銭

拾壱号 七次郎組 四拾間岩切下道巾広メ 弐拾六間手直シ

此人夫百拾七人 此金三拾五円拾銭

十二号 勝太郎組 手直シ 百四拾四間

此人夫 四拾弐人五分 此金拾弐円七拾五銭

十三号

清古組

手直シ

八拾間

此間牧ノ内ウカイニ穴アリ

此人夫 拾七人 此金五円拾銭

十四号 清吉組 岩切下道広メ二十五間手直 六十八間

此人夫百五拾三人 此金四拾五円九拾銭

十五号

辰己組

落去片付出葉直シ

弐百六拾間

此人夫三拾九人 此金拾壱円七拾銭

十六号 勝太郎組 手直 弐百四拾間

此人夫拾人 此金三円

十七号 七次郎組 落去片付ケ手直 弐百拾間

此人夫弐拾三人八分 此金七円拾四銭

くの人数と経費とを要していることが判明する。 われるが、事実、 は岩丁場と称され改修に従事した人々の苦労は容易でなかったとい これらの資料と村の古老の言い伝えによると、岩石の多いところ 「岩切り下道広メ」の工事はその間数に比して多

斎藤久次氏持分の改修工事に従事した人数は次頁の表のように整理 治十六年陽十月 正夫使役帳』(斎藤久次)によると、藤峠付近の また、この改修に従事した人数を推定するのに、斎藤家文書の『明

# 藤人馬継立所と陸運会社の発足

される。

この街道の主要集落には、旅宿営業、 かくして会津人民の血と汗とによる三方道路の改修が完成すると 人馬貨物継立所が相継いで設

| 稼動人数(人)     | 稼動 | 力者木 | 1名           | 支払金額(円) | 備     | 考    |
|-------------|----|-----|--------------|---------|-------|------|
| 3 6. 2      | 熊  | 1   | E            | 4.70    |       |      |
| 167.0       | 牛  | Ш   | 村            | 21.70   |       |      |
| 1.1         | Ŀ  | 金   | 沢            | 0.16    | 10 月  | 12 日 |
| 127.0       | 宮  | 袋   | 村            | 16.51   |       |      |
| 4. 0        | 新  | 座   | 村            | 0.52    |       |      |
| 311.0       | 牛  | Ш   | 村            | 40.50   |       |      |
| 1,500.0     | 若  |     | 松            | 190.00  |       |      |
| 139.0       | 鶴  | 1   | 辺            | 17.47   |       |      |
| 40.0        | 夏  |     | 井            | 5.20    |       |      |
| 235.0       | 境  | 野   | 村            | 31.72   | 11 月  | 4 日  |
| 1,000.0     | 鈴  | 木   | 氏            | 130.00  |       |      |
| 2,798.0     | 同  |     | 人            | 363.74  |       |      |
| 47.0        | 同  |     | 人            | 6.11    |       |      |
| 40.0        | 和  | 田   | 目            | 5. 20   |       |      |
| 1, 0 0 0. 0 | 若  |     | 松            | 128.00  | 内 100 | 円受取  |
| 84.6        | Ŀ  | 開   | 津            | 10.99   |       |      |
| 68.0        | 佐  | 賀瀬  | <b>[</b> ]]] | 8.84    |       |      |
| 134.0       | 新  | 屋   | 敷            | 17.16   | 11 月  | 17 日 |
| 64.0        | 沼  |     | 田            | 8.32    | 11 月  | 22 日 |
| 250.0       | 米  | 田   | 村            | 32.50   | 11 月  | 25 日 |
| 9. 4        | Ł  | 金   | 沢            | 1. 22   | 12 月  | 4 日  |
| 417.0       | 三  | Ш   | 村            | 54.21   |       |      |
| 3 8 5. 0    | 同  |     | 村            | 49.79   | 12 月  | 6 日  |
| 458.0       | 境  | 野   | 村            | 59.54   | 12 月  | 21 日 |

越後街道藤峠付近改修工事表(明治16年10月~12月)

立されるようになった。

継立出張所設置願、

藤の集落も新しく藤峠越えの越後街道が誕生すると、早速に人馬 駅伝営業願が提出されている。

人馬継立出張所設置之願

今般駅伝取締規則其他御布達相成候処、当坂下野沢組合之儀ハ、

区域広潤ニシテ諸物資運搬旅人通行ノ不便少ナカラズ候ニ付、 、村邑へ人馬継立出張所壱ケ所設置致度、此段奉願候也

左

明治十八年七月十一日

陸運稼人総代 河沼郡藤村 中村義七郎

福島県令赤司欽一殿

人馬継立営業人

河沼郡藤村

斎藤

久次

(朱書) 当村在籍ノ者ニ相違無之候ニ付奥書候也

右戸長 伴野千代八

記

岩代国河沼郡藤村千三百六十二番地

駅伝営業願

私儀、 旅宿人営業仕度候間、 福島県岩代国河沼郡藤村千三百六十二番地 御許可被成下度、 此段奉願候也



藤の陸運動物貨継立所の印章(斎藤淳氏蔵)

### 明治十八年七月十一日

河沼郡長

木本貞殿

斎 藤 久 次

馬継立の仕事に従事して生計を得るものが多かったのである。 平井・藤・椿・長窪・石坂・八坂野の各村では、この藤の会社、 代には軽井沢銀山の盛山にともなって大いに繁栄し、大沢・朝立 十七年(一八八四)の取扱荷数は干九百二十四個、その荷重は壱万 藤駅陸運会社)が設立され、斎藤久次氏宅で営業にあたった。 七千三百十六貫匁の記録が残っている。この通運会社は明治二十年 との願は許可されて、藤駅継立出張所、 (藤駅陸運物資継立所 明治

#### (七) 藤橋の架橋

ある。 藤の村民でなくても、藤橋の架橋には大きな期待がよせられていた 渡し船による交通運輸と架橋によるそれとでは大きな差があるから 変改された折に、 を藤・坂本の両村連署で提出している。 るが、それ以前は渡し船によって只見川を往来していたわけである。 で、 越 後本街道が七折坂をとおって藤峠を経由して野沢に至るように との架橋に際して藤の村民は五百円を寄付しているほどであ 三方道路改修の際に架橋された藤橋について次のように願書 藤の橋が架橋されたことは重要な交通史の一頁で

### 只見川架橋之儀ニ付願

今般只見川架橋之儀ニ付而ハ懇篤御説諭之赴候、 窮民モ既ニニ

> 度、 替被下度、尤モ難相成候ハバ破損流失之節ハ拝借残額未納之分恐 阡円ノ有志拝借金年賦返納之御請ニモ及候処、今受負人用材取 縮ノ至リニ御座候得共、 ヲ以存願申上候間、 二及フ「(コト)年々毎度在之、就而別紙御仕様之写拝見仕愚案 十里ニ至ル大河ニシテ、暴風雨ノ際ニ至レハ時ヲ移サス増水丈余 ノ上協議仕候処、 メ職工仕様ヲ熟々見察スルニ、案外手軽ナ組建ニ付一 此段共一挙奉懇願候也 夫レ只見川之儀ハ懸隔タル深山幽谷ヲ折流シ数 弥々御推考被成下置永続保存ノ御仕法ニ被成 御捨免被成下置抵当物御下ケ渡シ被成下 同驚入村会

### 河沼郡藤村惣代人

人

長谷川熊五郎

1

明治十八年七月

仝 中村義七郎

仝 斎藤彦市

> ◍ 1

河沼郡坂本村惣代人

斎藤佐市郎 1

(傍点筆者) 山ノ内文蔵

仝

1

歎願書である。 堅固な架橋を期待していた藤・平井両岸村民の不安が描かれている 金残額が果して捨免になったのかどうかは明らかになっていないが これに対する架橋の仕法がどのようになされたか、 あるいは拝借

ようである。 長吉見輝宛に提出されてもいるがこれは許可されて実施されている代斎藤佐一郎、柳津村外八ケ村戸長伴野千代八の連署で時の河沼郡橋の塵防除修繕についての歎願書が藤村総代中村義七郎、坂本村総なお、この架橋後明治二十年八月二十九日には、この完成した藤

#### ハ 藤橋の変遷

る。 る。 る。 これが藤橋の最初の架橋である。以下沿革変遷の大要をたど橋が掛けられた。長さ六十間、巾三間、高四間半で名称も藤橋とさ明治十八年旧十月、越後街道の平井・藤の間、只見川の大河に大

- 明治二十八年十月藤橋掛替。
- 掛替。明治二十九年旧六月十日よりの只見川大洪水により藤橋流失、明治二十九年旧六月十日よりの只見川大洪水により藤橋流失、
- 及び只見川の諸橋何れもみな落ちる。明治三十年旧六月十四日只見川大洪水により、藤橋、高清水橋
- 川筋残らず落流する。吊橋式に架橋する。・明治三十五年旧八月二十七日只見川大洪水により藤橋及び只見
- 大正二年八月二十五日 大洪水により藤橋流失。
- えて架橋(旧位置より六十間上流)。坂下町大田幸松請負、工費。大正四年六月、藤橋が再三、再四流失したので、橋の位置を替

## 金二万百円。

。昭和二年十月二十五日鉄筋コンクリート橋に架替落成。請負人

掘井某、工費七万八千円。落成式費用三百円を藤、平井の両村

寄付。

千五百十六万六千八百八十六円。工し、同二十八年七月に竣工。雄大な橋として誕生。総工費九没、現在位置に鉄筋コンクリート床版橋を昭和二十七年八月着昭和二十八年八月七日片門発電所のダム建設竣工により藤橋水

# 九 戦後の発展と国道四九号線藤峠の改修

られて、 代のスピードアップ、運送量の増大にみあった道路改修が漸次進め 化が計画的に進行された。 磐・郡山地区、隣接県で新潟地区が新産業都市指定を受けて以来、 昭和三十七年(一九六二)新産業都市建設が促進され、 経済の高度成長に伴う産業開発と結びついた交通網の整備は著しい。 太平洋と日本海とを結ぶ新平線が一級国道四九号線として重要な幹 がある。 線道路として脚光を浴び、 戦後の道路の発展はまさにめざましい。特に昭和三十六年以降の 藤峠付近の直線化、 七折坂の如きは全く一大変容し、その好例といえる。 正に現代的道路として昔時の越後街道の面影を一新した感 舗装、 その結果、 路線の直線化、 藤峠山頂付近のトンネル化など、現 柳津町内でも昭和四十五年以 巾員の拡大、 路面の舗装 県内では常

#### 一、沼田街道

### 一 北越街道の変遷

現在、わが柳津町地内を通る国道には、旧越後街道と北越街道(沼

る。

瀬沼を経、 町に達し、さらに伊南川沿いに進んで桧枝岐村の沼山峠を越して尾 田街道、 とのうち沼田街道は、 御蔵入街道)と称された国道四九号線、 やがては群馬県沼田市に脈絡する道路である。 只見川沿岸の嶮峻な地形をぬって只見 同二五二号線とが

唯 11 北越街道と称され、 わゆる南山御蔵入と称する大沼郡西部地方と南会津地方とを結ぶ の 路線でもあった。 幕政時代、 越後より八十里越、 沼田街道以前 (明治二十四年・一八九一) 六十里越の嶮峻路を越えて には

ح

泊り、 馬頭小屋~針生村~駒止峠~入小屋~沢口(山口)~稲葉村(宮床) 之をたより、 と次の路程が記されている。 程がある。史実としてではなく、 15 ▶高田 → 坂下 → 津川に行く予定を立てて入小屋に泊り、 路八十里越をおぼろげに想定し得る高倉宮以仁王の伝説としての路 御蔵入街道とも称されていたが、すでに中世期には、 ナ里山~吉が平~叶津~猿艫平~加茂の社~小国城入りとされてい 火玉峠となる)、これより引き返して山本の里(大内)~戸石村~ 井戸沢 治承年間(一一七七◀八○)高倉以仁王は越後小国城主右馬頭頼 このように会津盆地から天領御蔵入の地方に脈絡するところから 倉谷村にて翌日昼休み、 (界・境) ~下山~和泉田~乙沢~長浜~楢戸~黒谷~ 屋瀬平~桧枝岐~大桃~青柳~木伏~大新田村~関 山本の里、翌日は高峯峠を登り この地方の伝承として取りあげる 北越街道の通 次ぎは田 (後 Ш

> して利用されていたことになろう。 岸の御蔵入地方 なっている。 会津正統記の記述は少々これと異なるが、同じ八十里越の記録と 従って八十里越の嶮峻路は越後蒲原郡方面と只見川 (伊北・伊南・金山谷方面) とを結ぶ重要な通路と

山町、 れらの城、 に只見川治岸地方には主要部落に居住する武士が続出した結果、 ほかに各村邑にも館・柵を構築して居住する武士が輩出した。 置いてそれぞれの地に山内一族を配置した。さらにこれらの山城の 城・沼沢丸山城・滝谷岩谷城、 は本城を横田中丸城においてここに居住し、 より先七か村がそれに当り、 後国魚沼郡上田庄五十か村、 封ぜられ、 を問わず主要地に守護・地頭を配して武家政治への手がかりとした。 たる各村邑の撫育に力を入れたから、各村邑の発達による諸村邑間 ていった。 の時、 通路はこの時代にほとんど完成されたらしい。 文治五年 (一一八九) 三島町などの地方は大部分山内氏の支配地となった。 会津には佐原義連・山内季基・河原田盛光・長沼宗政らが 山内氏の封地は、 特にこれらの諸村邑に散在していた各館主らはその領内 館・柵間の連絡路は前代に比して一層の緊密さが保たれ 源頼朝は全国支配の手をのばし、 同蒲原郡小川庄十一か村、上条通海道 したがって柳津町のうち旧西山村と金 大沼郡及び会津郡の内六十九ケ所、 西方鴫が城・桧原丸山城等の支城を 野尻牛首城・河口 公領荘園 山内氏 玉縄 越

旧沼沢街道最大の難所である左 勒坂については古記録によると、 「文永七年(一二七〇)宮下より沼沢への道造り成る。 左うつぼ

6

通路をたどると、当時の北越街道の通路がほば想定できる。とあり、鎌倉時代に山内氏の統治下においてなされたのである。ととあり、鎌倉時代に山内氏の統治下においてなされたのである。ととあり、鎌倉時代に山内氏の統治下及び近世にかけては北越街道線で、中世期における山内氏の統治下及び近世にかけては北越街道線で、中世期における山内氏の統治下及び近世にかけては北越街道線で、中世期における山内氏の統治下及び近世にかけては北越街道路を乱じて伊達政宗の臣大波玄蕃の軍勢が横田山内氏へ進攻したの戦を通じて伊達政宗の臣大波玄蕃の軍勢が横田山内氏へ進攻したの戦を通じて伊達政宗の臣大波玄蕃の軍勢が横田山内氏へ進攻したの戦を通じて伊達政宗の臣大波玄蕃の軍勢が横田山内氏へ進攻したの戦を通じて伊達政宗の臣大波玄蕃の軍勢が横田山内氏へ進攻したの戦を通じて伊達政宗の臣大波玄蕃の軍勢が横田山内氏へ進攻したとあり、鎌倉時代に山内氏の統治下においてなされたのである。と

打ち破ったのである。

打ち破ったのである。

「持ち受けていたのが山内勢で彼等はこの難所を利用して伊達勢を瀬~飯岡~小山~高清水~再び対岸宮下に渡る左勒であった。こと坂野~只見川を対岸に渡る~藤~椿~小巻~野老沢~麻生~小和山内氏勝の領地に侵攻した。その通路は、黒川(若松)~塔寺~八山内氏勝の領地に侵攻した。その通路は、黒川(若松)~塔寺~八山内氏勝の領地に侵攻した。その通路は、黒川(若松)~塔寺~八山内氏勝の領地に侵攻した。

かけし事雨の注ぐに異ならず……」引き受け、不意を打たんために態と打ち潜り俄かに弓鉄砲を放ち手良沢を打ち通って屏風岩に差し懸れば、山内勢は思ふ図に敵を手良沢を打ち通って屏風岩に差り、左勒に真っ直ぐに進み行き、阿

中向~野尻の順路で野尻牛首城に入ったのである。(美女峠街道)に転じ、桑原~鳥海~大谷~浅岐~間方~美女峠越との結果、伊達勢は左勒経路の横田侵入をあきらめ、道を三谷街道

しめている程である。古文書にも、しめている程である。古文書にも、との伊達勢の会津侵攻に抗した山内氏勝を援助した起とは前述したが、戦国時代におけるこの関門の重要さは格別したことは前述したが、戦国時代におけるこの関門の重要さは格別となら、山内氏勝は天正年中(一五七三~一九)に家臣横山帯刀道のあり、山内氏勝は天正年中(一五七三~一九)に家臣横山帯刀道をあり、山内氏勝は天正年中(一五七三~一九)に家臣横山帯刀道との伊達勢の会津侵攻に抗した山内氏勝を援助した越後の上杉景との伊達勢の会津侵攻に抗した山内氏勝を援助した越後の上杉景との伊達勢の会津侵攻に抗した山内氏勝を援助した越後の上杉景との伊達勢の会津侵攻に抗した山内氏勝を援助した越後の上杉景との伊達勢の会津侵攻に抗した山内氏勝を援助した越後の上杉景との伊達勢の会津侵攻に抗した山内氏勝を援助した越後の上杉景となる。

八十里越、六十里越、右両関奉行之事無油断可申付為一筆 相渡

仍如件

天正十六年戊子書是十二月七日 氏勝 (花押)

横山能右衛門殿

とあるが、この八十里越、六十里越の嶮峻を経て景勝方の援兵が伊

次右衛門秀久は六拾里越より兵を進めて……云々」(『会津年表』)。「二十七日関が原の敗報会津に達す。二十九日会津より使者至りだ景勝が徳川家康に対抗した際に六十里越をしていて、同年九月、横田方面に入っていったのである。さらに慶長五年(一六〇〇)上

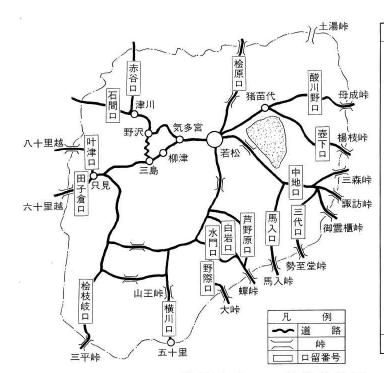
### 北越街道と口留番所

との記録もみえる

5 が、 越の名称を生んだというからその嶮所のほどが察せられる。これら K 十二キロ、 十里越の名称の由来にしても只見から新潟県三条までの道程が約三 留番所がおかれた。 六十里越、 一里が十里ほどに感じられる。 との六十里越は奥只見の深山をぬって越後小出に抜けるのである 戦国期のとれらの兵馬の動きには容易ならぬ難所であった。 八十里越以上の峻路でありいわば登山路に近い道路であっ 八十里越には幕藩政時代、 八里の道程なのだが、 名にしおう嶮峻な峠路であるため そんなところからいつしか八十里 田子倉口叶津口といわれる口 八

記の通りであった。
この通りであった。

| 享保年度   | 天明年度   |
|--------|--------|
| 白岩口    | 白岩口    |
| 芦野原口   | 芦原口    |
| 水門口    | 水門口    |
| 野際口    | 野際口    |
| 横川口    | 横川口    |
| 计津口    | 叶津口    |
| 田子倉口   | 田子倉口   |
| 桧枝岐口   | 桧枝岐口   |
| 百間 口   | 石間口    |
| 壺 下 口  | 坪下口    |
| 中地口    | 中地口    |
| 三代口    | 三代口    |
| 頁賀野口   | 酸川野口   |
| 会原口    | 檜原口    |
| 馬入口    | 馬入口    |
| 分沢 口   | 谷沢口    |
| 五十嶋口   | 五十嶋口   |
| 象 堀 口  | 棚堀口    |
| 兵坪 口   |        |
| 赤谷口    |        |
| 20 か 所 | 18 か 所 |



幕藩時代の口留藩番所図

その要旨は『会津若松史』によると、年には従来の口留番所を強化し、口留番所掟七ケ条を制定している。手形なくして領外に流出せぬよう堅く申し渡していたが、翌正保元留物八品として、「漆、蠟、鉛、熊皮、巣鷹、女、駒、紙」をあげ、留水二十年(一六四三)会津藩主となった保科正之は、いわゆる

○ お参しても深くなめないで通せご。○ しかし侍衆の荷物は厳しく改めぬこと(蠟燭や漆類を少しぐら) 相定めた留物類は手形のない時はみだりに通してはならない。

い持参しても深く改めないで通せ)。

○ 商人の荷物には留物がないかよく改めて通せ。

一 侍衆であっても手形のないものは通してならぬ。

になるよう一礼をなすこと。
四、侍衆を番所で下馬させてはいけない。下馬された方にはお召

道筋について心を配るようにせよ。 要害改めの者から報告を受けるようにしておき、其他万事番所せよ。また番所の前後脇道をよく見廻って、逃亡者などあれば 番所のさきに要害を見付けておき、欠落の者を留めるように

内 処の百姓に無作法をしていけない。

津藩の預地時にはこの方針で経営され、幕府直轄の場合も同様であるのであったかが窺知できる。南山御蔵入と称せられた幕領地も会ものであったかが窺知できる。南山御蔵入と称せられた幕領地も会ものであったかが窺知できる。南山御蔵入と称せられた幕領地も会ものであったかが窺知できる。南山御蔵入と称せられた幕領地も会ものであったかが窺知できる。南山御蔵入と称せられた幕領地も会しいう。

越の田子倉口、口留番所の資料によって推測してみよう。く口留番所が設置されて重要な役割を果してきたが、これを六十里桧枝岐口(沼山、三平峠を越えて上州沼田に至る関門)は前述の如の関門)、田子倉口(六十里越による越後、小出山方面への関門)、った。従って北越街道筋における叶津口(八十里越による越後領へ

所を掌った皆川家の御番所文書には次のような記述がみられる。天保十三年(一八四二)に田子倉村の名主であり、田子倉口留番

内手形被出候事。但若松郡は井深平左衛門、樋口十左衛門、小野田助之丞三人之但若松郡は井深平左衛門、樋口十左衛門、小野田助之丞三人之、御蔵入所生之女他所江出候節は手代共判形にて相通申可候事。

筋之者他所江出候節は、男の分と柴勘左衛門板判被出候事。 を衛門可取出候。若松郡に逗留致耳を越候はば、井深平左衛門、 所より入候女若松郡に致逗留候はば、田島町検断方より会津町検 所より入候女若松郡に致逗留候はば、田島町検断方より会津町検 所より入候女若松郡に致逗留候はば、田島町検断方より会津町検 所より入候女若松郡に致逗留致耳を越候はば、井深平左衛門、 がの上、手代共判形にて通可申候。尤他方之女御蔵入番 方と者他所江出候節は、男の分と柴勘左衛門板判被出候事。 を衛門可取出候。若松郡に逗留致耳を越候はば、井深平左衛門、 が回十左衛門、小野田勘之丞三人之内手形被致候事。軽奉公人 が回十左衛門、小野田勘之丞三人之内手形被致候事。 を本いり、田島町 がの方とり入手形を取り、田島町

預り手形出可申候事。但会津町検断名主は梶原左衛門、有賀文一、御蔵入之検断御預り手代共手形にて通す候事。肝煎以下は御

樋口十左衛門、

小野田助之丞三人之内通判形可出候事。

左衛門両人の内手形被致候事。 平町人は板判に其三者の名を書

付、 検断判形出候 (中略)。

可申候事。但若松家中払馬、作所江出候節は、 尤先々番所にて入判致可通事。 何方之者何毛何才の馬も何疋と書付、人判形を指添可相通候。 他所より作馬江、 御蔵入より他方江売出候牛馬之儀は田島町検断通判を以相通 其外若松領之馬他所江売出候節は駒役人判形以可通事。 直に牽通り候馬儀は、馬主に様子相尋ね、 但侍中牽馬之儀は不及改事。 厩別当判形以可

当地にて売馬他所より牽来り候馬之儀不及改事。

文字に縄を以て結い致し、 文左衛門可為判形候。若松家中より他所江蠟出候節は井深清左 但他国の売人並若松領之者、 可遣候事。 江通候荷物は検断府印被替、 田島町検断方に可差越候。 売人蠟、漆、紙他方より当地へ入候節は、其荷物不及改、十 但若松よりは会津町検断簗田仙左衛門府印致候事。 検断方にて入判を改め、 府印荷物品に固敷、 蠟を買出の節は梶原左衛門、 固敷荷物之品に書付、 別紙入判添之、 荷主に相渡 直ちに作所 有賀

可申事。 田島町検断所方並三検断方に入判相致、 御蔵入之者は他所より漆調参りて番所相改量目書付入判指出 田島検断所方より会津町検断所梁田仙左衛門方江申開き、 但若松領三者脇にて漆調御蔵を番所江出節は番所に留 手代共方江相連名相渡

若松より指図作可通事

、手負縄付乱心並に死骸等改様前々之通、 井深平左衛門、 承届け、手代方江可訴若松領之内江落付申出申候者、 樋口十左衛門、 小野田助之丞方江可申通之事。 其番所に留置、 手代より 参所

欠落者其の外怪敷者改様前之通可相守事

通可相守事。 諸勧進に入り候坊主、 山伏又は虚無僧事触並乞食改様前々之

可相改之者也。

右之通可相心得候留物之品々者、

前々より番所に有之書付を以

竹村惣左衛門

会津御蔵入 田子倉番所

であり、どのような経営であったかが推察できる。 以上が口留番所であった田子倉口の番所通過の規程や方法の大要

#### (三) 幕藩政時代の柳津町内の通路

であった。 幕藩政時代の北越街道には次のような連絡する通路が主要なもの

すなわち、

2.

野沢街道 (越後街道

砂子原街道

(滝谷を経て五畳敷、

砂子原方面に至る通路

3.

銀山峠街道

(高田街道)

4. 海老山街道 (高田街道

5.

早坂峠街道

(新鶴、

高田街道

331

また、 えたがこれらの通路における駄賃としてどの程度支払われたかを、 かれてた。これらの馬継所は諸物資の運送、諸人の往来に利便を与 のほかに近くでは、藤・滝谷・砂子原・大谷・間方・西方などにお 柳津では寺家町の小川家がそれであった。これらの馬継には、柳津 られてきた。そうして物資運送上必要な「馬継」の所であったが、 駅的な性格が多分にあり、 街道(沼田街道、 村 たれていた。大字柳津 が藤を除いて牛沢組、 山内吉右衛門著『雑補辨略銘記巻七』によると下記の表のとおりで (現在の単位集落)をまとめて組を構成した。当地域では旧柳津町 近世期には幕領、 (旧八幡村・藤を除く田坂本地区・柳津村地区) の中心であり、 御蔵入領、会津藩領との交接する地区であり、古くから北越 御蔵入街道)の重要な関門であった。そのため宿 藩領を問わず、行政の組織上、十数村以上の村 藤が野沢組、 (柳津本町)は、牛沢組に属して山郷十八か 虚空蔵信仰と相俟って交通上の繁栄がみ 旧西山村が大谷組・滝谷組に分

らのもとになる通路が既に古くよりなされていたことに注意すべきい地区と高田地区とを結ぶ林道開発がさかんになっているが、これが至便であり、多分に利用されたことを物語っている。最近、旧西が至便であり、多分に利用されたことを物語っている。最近、旧西は地区と会津平担地との交通運輸は高田方面との交流の地区と高田や坂下などの古くからの駄質としては、高田より滝谷ままれ高田や坂下などの古くからの駄質としては、高田より滝谷ままた高田や坂下などの古くからの駄質としては、高田より滝谷ままた高田や坂下などの古くからの駄質としては、高田より滝谷ままた高田や坂下などの古くからの駄質としては、高田より滝谷ままた高田や坂下などの古くからの駄質としては、高田より滝谷までが

ある。

#### であろう。

# 若松御城下より滝谷迄路程並びに駄賃表

| 一六八人 | 三三四文 二三二文 | 三三四文 | 七里三三丁   | 七田       | 計       | 合  |
|------|-----------|------|---------|----------|---------|----|
| 四三人  | 五六文       | 八五文  | 里三丁     | _        | 津~滝谷    | 柳津 |
| 三九人  | 五二文       | 七八文  | 里十二丁    | <u>-</u> | 塔寺し柳津   | 塔  |
| 三人   | 五文        | 三三文  | 二一丁四〇間  | 1        | 坂下 化 塔寺 | 坂  |
| 三五人  | 四六文       | 七〇文  | 里二〇丁十四間 | _        | 若松~高久   | 若  |
| 三九人  | 五二文       | 七八文  | 里十八丁 六間 | -        | 高久し坂下   | 高  |
| 三九人  | 五二文       | 一四八文 | 里 二丁二〇間 | 三里       | 若松し坂下   | 若  |
| 人足   | 無荷        | 本荷   | 法       | 道        | 間       | 区  |

# 若松より永井野・赤留通上の湯迄駄賃表

| 5        | 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1 | T I I I I I I I I I I I I I I I I I I I |     |
|----------|--|---|-----|
| 区間       | 本荷                                       | 無荷                                      | 人足  |
| 若 松 化永井野 | 九十文                                      | 六〇文                                     | 四五文 |
| 永井野し中ノ山  | 四五文                                      | 四五文                                     | 三文  |
| 中ノ山・軽井沢  | 四九文                                      | 三三文                                     | 二四文 |
| 軽井沢し松ケ下  | 五八文                                      | 三九文                                     | 二九文 |
| 松ケ下し上ノ湯  | 七四文                                      | 四九文                                     | 三七文 |
| 合計       | 三一〇文                                     | 二一文                                     | 五七文 |

# 若松御城下より逆瀬川通上の湯迄路法駄賃表

| 一七七文 | 二三六文 | 三五三文 二三六文 一七七文 | 六里二四丁三四間 | 六里 | 合計       |
|------|------|----------------|----------|----|----------|
| 三七文  | 四九文  | 七四文            |          |    | 松ケ下し上ノ湯  |
| 二九文  | 三九文  | 五八文            |          |    | 軽井沢し松ケ下  |
| 四九文  | 六五文  | 九六文            |          |    | 逆瀬川→軽井沢  |
| 五文   | 三三文  | 五二文            |          |    | 下荒井~逆瀬川  |
| 三七文  | 四九文  | 七三文            |          |    | 若 松 (下荒井 |
| 人足   | 無荷   | 本荷             | 法        | 道  | 区間       |

#### (四) 巡見使と道路普請

れ するために設けられたものであり、三代将軍家光の時より始まって る か 特に道路を清掃するに及ばない。ただ橋梁だけは補修してほしい 口調査をするものではないと述べ、各藩では巡見使を迎えるために さぬよう注意を払い、 この巡見の路程は、 て派遣されたのが端緒となり数度にわたって巡見がなされている。 を届けることは無用、 て細かい指示をなしている。例えば、 巡見使とは幕藩政時代に将軍代替の折、 幕府は各藩に対して無用の警戒心をもったり、 旅宿は特に増築するに及ばない。巡見使に対して藩主より贈物 奥羽地方には寛永十年(一六三三)分部左京等が巡見使とし 予め規程されていた前例にしたがっておこなわ 享保元年(一七一六)には巡見使派遣につい また役夫、 伝馬の費用は出すなどと述べて 領内の地図を新作したり、 諸国の藩政や民情を視察 無益の失費をな

待のため相当の人員と費用を投じたのである。地方の農民におい 請にも多くの出費を要した。 も同然で伝馬その他の労力提供は容易なものでなく、 れず巡見使通行に際しては多大の人員動員と金銭とを要した。 しかし実情では各藩共に巡見使迎えのために御馳走役を任じ、 したがってわが柳津町でもその例にも 道路橋梁の普 接

使と御上使廻国の年度・人名・人数構成・巡視の路程とこれらに対 U 滝谷山ノ内家所蔵の 「御上使廻国始並役入用割之事」の項があり、 『家宝記』 には、 「御巡見始並郡中割中」 これによると巡視 及

する費用の捻出法などが判明する。

の金山谷四組の金銭の賦課法や道路橋梁の普請分担などについて取 決めがなされている。 1の「相定申証文之事」なる文書があって、 の事情がくみとれるので次に記載しておく。 また三島町河越文書のなかに、延享四年卯十一月(一七四七) 旧西山地区の大谷組・滝谷組についてその 巡見使御上使通行の際 記

#### 相定申証文之事

間

而此度熟談之上銘々箇条を以議定致置候。 手を以証文崩し当時者品々により割之筋不相極趣ニ成来候。因ニ依 金山谷之儀金銭諸割方人足割合古来定茂有之候処ニ其時得手勝

より多入候ハバ千人者其組之余荷其外之人足者金山谷中割合を以 差出筈相定候事。 諸普請人足之儀自今以後其筋御役人御吟味之上壱ケ所弐干人

此ケ条已年以来相談之上一組切相定申候。

者向後者都一谷割ニ仕筈。 殿樣御巡村並御上使樣御巡見樣御通ニ付諸入用ニ可成筋之儀

前ニ相定候。間方村より銀山峠迄滝谷組請前但し四ケ所之大橋者 両組より当分出合橋掛ケ申筈御宿役諸普請者以来者野尻組ニ而受 石組人足を以拵申候筈野尻橋御茶屋者材木野尻組ニ而役人足者 滝谷組より人足百人手伝申筈是又御宿拵諸普請者大谷組前ニ仕筈 御上使様御巡村之筋者吉尾峠より間方村儀兵衛前迄道普請・ 大•

相定候事。

善此度相定候事。 大石組より大谷組道普請江百五拾人滝谷組へ五拾人以来手伝候 殿様御通之節者大石組請前之道江野尻組より百五拾人手伝候筈

但駒鳴瀬御茶屋者滝谷組受前ニ候事

出人足を以普請仕筈相定候事。 御巡見樣者御通御須不極候。 道普請御宿普請共ニ其節一谷割

付此度相改熟談之上助合候筋を以右之通相談相極候。 条之通相守之致違背仕間敷候。 右者此度一谷割合として参会致立合候所前之通不慥ニ成来候ニ 金高ニ相成候分者向後一谷割ニ而助合候筈熟談ニ及候事。 御吟味之上金高拾両より少しに候ハハ其組其所ニ而補之拾両よ 何様之不時変之儀出来御役人中御下リニ付費多其村痛候節者 依之定証文取替置申仍而如件。 自今以後ケ

延亭四年卯十一月 中丸 惣左衛門

山内 吉右衛門

渡部 甚右衛門 二瓶

万右衛門

滝谷組大石田村

次郎右衛門

大谷組五畳敷村 利兵衛

同組大谷村 治右衛門

尻組野尻村

儀右衛門

同組小ノ川 村

儀兵衛

大石組玉梨村 清治郎 (傍点筆者)

るに及ばないとの達しがあっても実状はこのようであった。 をせずともよいとしていても、実際にはその準備のために、 金山谷四組と称された滝谷・大谷・野尻・大石の各組の郷頭たる山

| 村              |     | 名 | 本陣<br>六尺 | 御沢<br>六尺 | 長持<br>六尺 | 平人足 | 合人数 |
|----------------|-----|---|----------|----------|----------|-----|-----|
| 大              | 谷   | 村 | 2        | 16       | 5        | 19  | 42  |
| 浅              | 岐   | 村 | 2        | 10       | 4        | 12  | 28  |
| 間              | 方   | 村 | 3        | 19       | 6        | 24  | 5 2 |
| 桑              | 原   | 村 | 1        | 9        | 2        | 11  | 23  |
| 宮              | 下   | 村 | 3        | 18       | 6        | 23  | 50  |
| Ш              | 井   | 村 | 4        | 31       | 10       | 40  | 8.5 |
| 大              | 登   | 村 | 3        | 19       | 6        | 24  | 5 2 |
| 小里             | 野川原 | 村 | 1        | 7        | 2        | 9   | 19  |
| 砂              | 子原  | 村 | 3        | 20       | 6        | 27  | 5 6 |
| <del>Б</del> . | 畳 敷 | 村 | 1        | 6        | 2        | 7   | 16  |
| 黒              | 沢   | 村 | 1        | 13       | 4        | 14  | 3 2 |
| 胃              | 中   | 村 | 2        | 20       | 6        | 25  | 5 4 |
| 芋              | 小屋  | 村 | 1        | 5        | 2        | 6   | 1 4 |
| 大              | 成 沢 | 村 | 1        | 13       | 4        | 14  | 3 2 |
| 漆              | 峠   | 村 | 0        | 2        | 1        | 0   | 7   |
| 琵              | 琶首  | 村 | 2        | 15       | 4        | 7   | 38  |
| 合              |     | 計 | 30       | 224      | 70       | 276 | 600 |

次表のとおりであるが、これらは各村の村高に応じて割当てられた となっており、 囲人足 平人足, 御荷物人足 御手代様人足 御乗下荷物背負人足 山駕二十八挺 囲駕三挺 御長持八 御本陣様三人様 御弁当 大谷組より動員された六百人の各村毎の割当人足は 御合羽 はさみ箱等品々御道具持人足 百二十八人 百人 百五拾人 四百四拾人 但拾六人掛 百七拾人 二十人 六拾人 拾弐人 百拾二人 但四人掛 但二拾人掛 但十六人掛

六尺 六尺

ものである。

右者此度御上使様御通行に付人足割当書面之通ニ御座候雪消:

足逃散候故御指支ニ罷成候」という事態もあった。したがって各村

時には「割当帳覚書」に述べられているように、「前々も人

の出人足確保のために郷頭、

名主層が苦心したのも事実であり、次

覚書にもそのことが窺知できる。

労力負担も多いので割当が確実に履行されなかったこともあったら

このような各村人足割当は巡見使を迎えるたびに取り決められ、

付可被成候。 相改申筈ニ両組相談相極候間帰り之節脇道等不仕帳合仕候様御申 付可被成候。 故御指支ニ罷成候。此度ハ右様之儀不仕様村々人足共ニ厳敷御 尤村々人足廻シ慥成百姓代壱人御添可被成候。前々も人足逃散候 申ニ平人足迄決身代等仕惣而不□意外無之様屹度申付可被成候。 被成候。 可 悉ク吟味仕余計人足決而無之候間壱人も不参無之様ニ急度御申付 滝谷組名主江も対談之上割合相極メ申候。尤人足馬多候故諸入用 不申処殊ニ馬稼出候儀難相成候村々多ク有之候故不残人足勤ニ而 敷相勤候様ニ可被成候。万一逃散候茂難計松ケ下ニ而帰人足名前 被成候。 猶又此度之儀ハ御大用之儀ニ御座候得ハ御六尺等ハ不及 先達而被仰付候通御手代様指上申候間左様ニ御心得可 先達而証文等茂指上置候得ハ細々百姓共へ御申聞 当村御尋之□り七日頃御通と只今申来候。諸事差支 宜

不用候樣賴入奉存候

三月二十八日 大谷村名主 治右衛門

五畳敷村名主 利兵衛

間方村名主 儀兵衛

(傍点筆者)

右之通檜原村へ申送申候

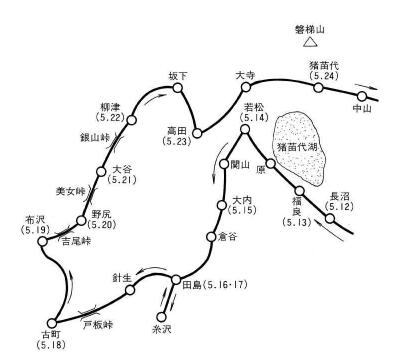
に両組 て興味深い。 避感情と村の責任者的存在である名主の感情とが如実に示されて どと申し合わせしている事実は、 は仕らざるよう、村々人足共にきびしく申し付けなさるべく候」 することのないように、 らず帳合わせ仕り候間、 も計りがたく松ケ下(田代の端村) 割合を決定しても人足が集らず、 (大谷、滝谷組) 御申し付けなさるべく候」とか人足が逃散 にて相談相極め候間、 「此度ハ右様ノ儀(逃散することを指す) 一般農民の巡見使道路夫役への忌 にて帰り人足名前相改め申す筈 名主たちが、 帰りの節脇道など仕 「万一逃散致し候

#### 五 巡見使の通路

所などは前例を踏襲していて余り変わった点がみられない。とのための来訪の路順はほとんど一定していて、昼休み、宿泊の場幕府から派遣された巡見使の目的のひとつに民情視察があるが、

に随行した古川古松軒が『東遊雑記』十二巻として見聞事項を記録したが順路は同一である。特に天明八年の幕府巡見使の通行はこれ御巡見使藤沢要人・川口久助・三枝十兵衛等の一行が当地方を通行天明七年(一七八七)には大小御巡見、翌八年(一七八八)には

十二日柳津、二十三日高田、二十四日猪苗代となっている。日田島、十八日古町、十九日布沢、二十日野尻、二十一日大谷、二年の路順は五月十三日福良、十四日若松、十五日大内、十六・十七難などに触れていて食物や交通の不便さに悩まされたようである。難などに触れているので当地方の通路も判明している。これによし紀行文になっているので当地方の通路も判明している。これによ



天明 8 年幕府巡見使路程図

古松軒の著『東遊雑記』によると当時の通路の状況や自然環境

風俗等、 興味ある事項が多く記述されている。古松軒は奥会津の風

としている一方、田島~針生~針生峠~古町~梁取~布沢~吉尾峠 野尻 ~ 美女峠 ~ 間方 ~ 大谷 ~ 砂子原 ~ 松ケ下 ~ 銀山峠 ~ 軽井沢 ~ 塩野し柳津と道をたどってきたが、 「この辺婦人の風俗なお賎しく、 歯も染めざる容体、 ことさらひなびたりき 奥会津の峻路には肝を消し、 色の黒き女の四十才までは眉

9 三町余、 って危うき道なり。高さおよそ百丈、 自由ならざる嶮しき道なり。 「梁取と布沢の間悉く峻山にて、 他国になき道なり。 御巡見使御道ゆえ桟道を造れり。 心駭き目くるめき、肝を消す桟道な 馬はいうに及ばず、 麓へ谷川流れて桟道の間百 人の往来も 至.

と述べている。

思わぬ体にて走り廻る様、 見るようである」と称し、 なかった。人足に出た土民を古松軒は、 かし実際には同書に述べている如く、 このような嶮路を巡見使らの駕篭を荷う土民の苦労は並大抵では 誠におおしく見えたり」とも述べている。 「さしも嶮しき桟道を、 「画ける桃太郎が島渡りを もののかずとも

にて荷うことならず、駕篭一挺、人足七、八人より十人もかかり 「されど土地の風儀にて、 い かほど重き荷物にても、 背負うのみ

> て汗を流し、 大いに難儀の体に見えたり」

というさまであって、 人足の苦労は巡見使らの計り知れぬものが

ったのである。

松料 あり、 ども雑費ほども出ざるゆえ、 く出でし山なりと案内者の物語りなり。今日も少々ずつ出るゆ にて乗心もよし。 坂道をも悩む気色なく、心よく上下するなり。 に乗る、牛は馬よりも四足達者なるものにや、 称せること、なかなかこの楓林に及ぶべきに非ず、 て、人びとみな目を驚かせしなり。竜田・高雄とて昔より世に 女帰り峠という上下三里の坂道あり。この山は楓の木ばかりに との境、 めて牛を引き来りて荷物を付け人びとを乗せしなり。予もこれ 了二十日布沢出立**、** 穿砿者三十人余住みて、 (領)との境なり。 悉く山中にて何の詠めもなく、野尻と大谷村との間に美 大谷村と塩野村との間に砂子村(砂子原をさす)という との村に温泉三か所あり、七、 塩野より銀山峠へ登る坂中にあり。」 塩野より十町ほど南に銀山峠という坂あり、 六里余野尻村止宿。二十一日、七里大谷村 大谷村より五里半余塩野村、二里余柳津 この山は銀山にて、 日を追うて淋しくなるといえり。 草葺きの小屋五、 八町隔りて鼎の如く立て 慶長年中まで銀多 六軒あり、 かつ馬より静か いかなる嶮しき —— 今日始 公料と若

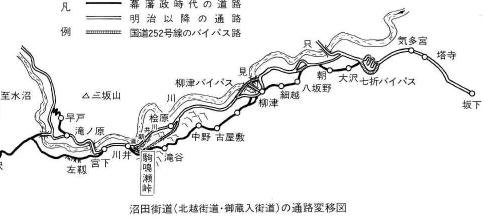
古松軒は柳津を称して、 これより巡見使一行は柳津に止宿し、 「河沼郡柳津町は大抵の町なり。会津若松 翌日坂下方面に向っ

道にたどりついた喜びと安心さを表している。 ようよう山路を離れ、 を出でしよりこの方の所なり。」とか、「さてこの辺り て、 奥会津の嶮路をようように踏み越え、 道広く歩行容易となりぬ」と述 平地の 担

### 沼田街道の改修

線に換線改修されたのである。 いわゆる御蔵入街道がほぼ現在の国道二五二号線の路 滝谷から駒鳴瀬峠の嶮峻路を越えて川井・宮下に至る 掘り下げ、 線改修が進められ、 田街道の改修がなされて、 会津三方道路改修とならんで当地方で重要なことは沼 明 例えばわが柳津町にあっては岩坂町内の道路岩盤の 治の近代化のひとつに道路の改修があげられるが、 二本木から石生・郷戸方面を経て、 その面目を一新したことであろう。 幕藩時代の通路の大巾な換 中野

島町) 改修工事が着手されたのである。 定三等県道沼田街道」と改称され、 道と称された通路が明治十四年 困難があったわけだが、この北越街道または御蔵 嶮峻なところが多く、 幕藩時代の通路はそのほとんどが道幅が狭隘で急坂 及び『六十有余年実記』によると、 ・三更下川原・ネタ 二本木坂・駒鳴瀬峠・左靭 (金山町) 二八八二 "沼田街道改修顛末 この後大がかりな など特に往来に には 入街 **仮** 



地

内では、

七折坂の改修・七折坂下の茶屋

内の改修もなされたわけである。

また柳津

旧道駒鳴瀬峠に代わると共に左靭・ネタ地

とあって、

いわゆる川井新道が開鑿されて

幕藩政時代の道路

路線に代わって只見川ぞいに、二本木と家

さらに二本木坂から郷戸原方面に通じた

,北~松倉山~滝谷川川口から旧持寄の集

落を経て桧原に達し、

川井新道から川井~

ぞれ改修がなされた。

から大沢・朝立・八坂野・

細越地内でそれ

着々と改修が進められた。 道 三日ョリ始メ旧八坂野村分御殿場沢両方新 宮下へとたどる換線がなされた。 の橋が明治十五年に架され 明治十八年 (一八八五) ニ相成」 (『六十余年実記』)のように には、 柳津本町内では 「旧九月

沼沢

国道県道普請始リ持寄へ通 「明治十三年ョリ十五年迄 (明治十五年六 ル・ 新道群·

県へ仮定県道ニ相成ル」 ネタノ換線ヲ修メ」 川井村大飛戸、宮下村字左靭、 工費金三千余円幕集シテ、最モ危険ナル 十余年実記)、 西谷村字

巾弐間、百二十五円ノ普請也。戸長伴野千代八ノ代」「旧鏡橋ノ義ハ佐藤銀五郎受負、石工石川半蔵外五名、長サ五間

ている。内の人々が危惧した次の願書が明治二十五年(一八九二)に出され内の人々が危惧した次の願書が明治二十五年(一八九二)に出されとあり、また、時期は下るが岩坂地内での道路開鑿のために岩坂地

### 道路御開鑿ニ付歎願

移転スルノ資力モ無之、目下生計上ニスラ困難罷在候境遇ニ付、 盤 察ノ通西ハ只見ノ大川岩上ニ屋宇ヲ構ヒ、 字岩坂町御測量ノ上御開鑿ニ相成候趣、 何卒本道御改修相成候樣御取計被成下度比段 住家故、 ク隘陋ノ建築ニ起臥棲息致シ道巾僅々九尺計、 私共一 相成ラサルモノト存候。 ニ付敷地ハ四、 同謹而歎願候、 後来亀裂ヲ生シ必然陥落スルモノト存候。左リトテ他ニ 五尺至六尺余モ掘下サレハ、到底平坦 扨テ本年中沼田街道 左スレハ前陳峨々タル岩上ニ構造セシ 然ルニ当町内者既ニ御 他ハ丘陵ヲ開鑿シ、 御開鑿二付当村地内 一同謹而奉歎願候也 加フルニ凸凹 ノ車道ニ ブ地 漸 洞

明治二十五年二月十二日

河沼郡柳津村大字柳津

小池新吉

(以下略記<集落誌岩坂町参照>)

明治十六年に出倉地内の新路線沼田街道の開作諸払及び

さらに、

要が生じたので、

要が生じたので、

の本本、持寄を通る沼田街道は滝谷川河口をわたるために架橋の必違無之候」として人足募集と請負工事をなしたことが記されている。はお、持寄を通る沼田街道は滝谷川河口をわたるために架橋の必なお、持寄を通る沼田街道は滝谷川河口をわたるために架橋の必なお、持審を通る沼田街道は滝谷川河口をわたるために架橋の必なお、持審を通る沼田街道は滝谷川河口をわたるために架橋の必要が生じたので、

「明治十九年小ノ川分川口橋之儀ハ持寄斎藤豊記壱人ヲ新掛ケ数

年間橋銭取申シ……名ヲ豊橋ト名付ケ」

足寄付により、時の県知事原保太郎より賞詞を受けている。すなわ安久津では沼田街道改修に百余円の人足請負と其の他二十三人の人余年実記』)。普請金は二百三十円余であった。「長さ二十六間の橋を架橋し、旧九月二日に開橋している(『六十

『六十余年実記』には、

人夫二十三人寄付候段奇(篤)ニ候事」ョリ、河沼郡柳津村安久津部落 仮定三等旧道沼田街道修繕ニ付津分丈ケ八百余円之普請当村ニテ受負落成其他寄附之分へ福島県「柳津村境ョリ安久津、出倉、小野川迄道路普請ニ相成、尤安久

って進められていたことを示す一例であろう。であったように当時の道路改修は地元民の労力奉仕・寄付金等によとして、明治二十七年の項に記述されている。会津三方道路がそう

道・御蔵入街道は柳津方部と只見方部・伊南川沿岸方部が比較的早とのようにして、明治十四年以降沼田街道と改称された旧北越街

期に改修がなされたのであるが、その中間に位置する金山谷方部、 改修着手を願い出ている。 主導者となって『沼田街道改修請求願書』を県に提出し切々とその あり最も改修が必要であったから、 っていた。ところがこの中間地帯が只見路にあっては地勢が嶮峻で すなわち現在の三島町・金山町方部が改修にとり残されるようにな 大登 (三島町) の渡部禎二等が

# 道上州沼田街道開修ノ義ニ付請求願書

此路線ニ沿フ本部中西ノ諸部落ハ村数五十二、戸数二千有余、 掛ルノ里程十一里十町余殊ニ嶮山甚シク管内無比ノ悪路ニシテ、 郡叶津村ニ至ルノ里程十六里二十町余峻坂峻崖、 程三十二里廿四町余ノ内、 ス。 又農産物ヲ製造シ坂下町等ニ持出シ之ヲ以テ米塩其ノ他ノ替用品 定縣道三等路線ノ義ハ河沼大沼南会津ノ三郡ニ跨リ、管轄境迄里 ヲ營ムト雖、 ト替ヒ輸出入ヲナスモ、此路線即チ沼田街道ヲ以テ第一ノ要路 モ山間僻陬ノ地ニ散在シ、 縣下河沼郡坂下町ヨリ群馬縣上野国利根郡沼田驛ニ達スル仮 一歳(一年)半ハ積雪ノ中ニ在リテ諸材ヲ伐採シ、 河沼郡柳津村ヨリ本郡ヲ貫通シ南会津 従来農業及ヒ山野ノ業ヲ専ニシ活計 就中本部地内ニ

間

上ノ風潮ニ遅レ、 モ生計上常ニ不足ヲ告ケ、 然レトモ地勢天険ノ窮僻ニシテ行路ノ不便ナルカ為メ、 第二ハ売ル物安ク買物ハ価高シ。 糊口ニ窮シ貧困ニ陥り他ノ奴隷タル 如何ニ勤力ス 第 一世

> 況哉東北鐵道工事ハ日ヲ追テ進ミ東京ヨリ本縣ヲ貫キ滊車(汽車) 皆是道路ノ不便ヨリ生スル處ノ不幸ニシテ開修ヲ要スル所故ナリ。 育ヲ誘導スルモ學事振ハス。 ヲ免レサルノ不幸ヲ来シ、 会津地方ノ如キハ著シキ影響ヲミルニ至レリ。 ノ便ヲ得ルニ際シ、之ニ接續スル處ノ支線ニ一大変革ヲ来シ殊ニ 為メニ勧業ヲ奨励スルモ物産興ラス教 依然太古ノ民タルヲ脱スル能ハス。

ニ至ラス一同歎息セシ次第ナリキ。 路開鑿服役及ヒ寄付金等ノ重キニ全部ノカヲ費シ、且十六、 爾来漸次該道ノ土工ヲ起サントセシモ、十五年以来ハ彼ノ三方道 り。 郡ニ比類ナキ険路ヲ抜渉スル人民ノ不幸ハ見ルニ忍ヒサル惨状タ 日ニ際シ、 二数十万金ヲ抛チ開鑿セシ坦道スラ又開修必用 彼ノ若松ョリ郡山本宮間ノ道路ハ勿論、 般ノ不景気ニ遭遇シ非常ノ困難ナルヲ以テ土工ヲ起スノ場合 明治十三年ョリ十五年迄工費金三千余円ヲ募集シ之ヲ修メ、 最モ危険ナル川井村大飛戸宮下村字左靭西谷村字ネタノ換線 我カ大沼郡ノ如キニ三方路線ニ沿ハサルノミナラス他 会津三方路線ノ如キ已 (要) ヲ感スル今

開 部ノ道路ハ依然トシテ虎背羊腸人馬ノ往来スラ自由ナラス。 キカ如シ。 諸車道モ首尾貫通セス恰モ手足アリト雖モ之ヲ利用スルノ人躰ナ ハ叶津村以南ヲ修メ車ヲ通スノ便ヲ得タルモ、 ク時 然ルニ河沼郡ハ柳津村及ヒ郷戸村地内坂路 僅力ニ群馬縣管轄境ナル南会津郡檜枝岐村以南ヲ除ク 該道尤モ険悪ナリト雖モ中間只見川ノ流ニ沿フテ之ヲ ヲ修繕シ、 其中央ニ位スル本 南会津郡

諸材木等、製造品ハ蚊張地・太布・紙等アリ、 及フ處ニアラス痛歎セシ次第ナリキ。 山野ニ繁茂シ又気候風土モ養蚕ニ適セリ。斯ク天賦ノ良産多々ア 固有ノ物産中著名ナル者一、二ヲ擧レハ蠟・漆・麻・青苧・人参・ テ手ヲ空フスルノ観アリ。 ルモ空シク無用ノ長物ニ過キサル有様ニシテ、恰モ宝ノ山ニ入リ モ、 従来本縣物産ニ富メルハ会津五郡中何レノ地ヨリ産出スルカト 二遺憾二堪へス、為二土工ヲ起サントスルノ念慮ハ多年止マサ 大沼南会津二郡該沼田街道ニ沿フ處ノ部落ヲ以テ第一トス。 如何セン巨万ノ費金ヲ要スル大事業ナレハ到底地方民力ノ 所謂野蛮ノ風習ニ肖タル生涯ヲ送ル 且桑樹ノ如キ天然

ラス。 早ク開鑿ニ着手アランコト冀望ノ至ニ堪エス。今ヤ各地トモニ道 機会トス。 路 地方人民ノ歓喜譬フルニモノナク實ニ再生ノ恩賜ト云ハサル可カ 木起工ハ競テ之ヲ成サントスル時機ニ際シ、 亦一 ヲ開クノ急務ハ欝勃トシテ有志ノ間ニ唱導セラレ廿一年度ノ土 幸ナル哉本年度ヨリ地方税所属ノ道路ニ編入セラルニ至リ、 然ル上ハ地方人民ハ充分ノ力ヲ尽シ地方税ト併セテ一日 層ノ感激ヲ深クスルノ今日ニシテ千載一遇再ヒ得難キノ好 我が地方人民ノ望ミ E

来ノ富地ト変シ勧誘ヲ俟ズシテ教育勧業双ビ進ンテ振興シ一労永 二止マラス今日ノ無用物ハ他日ノ有用物トナリ、 尤此道路ノ工事落成ヲ告クルニ至リナバ、 啻二人民往復ノ便道 目下ノ貧地

逸ノ業ヲ保セントス。

/外三十里程一ノ坂路ナク坦々タル道路ヲ開クニ難カラス。

可 セラレンコトヲ、 閣下、厚ク右等ノ事情ヲ洞察シ、高明ナル賢慮ヲ以テ直チニ裁 発起人一同連署請求スル處也。

縣道三等沼田街道沿道村発起人惣代

明治廿年九月 大沼郡大登村 渡部 禎二

水沼村 五. ノ井新内

仝

大志村 長谷川藤吾 大塩村

小沼源八郎

福島縣大沼郡宮下村外十二ケ村戸長杉原栄伍

川口村外十一ケ村戸長 長峰

横田村外五ケ村戸長 小松 嘉六

えるが、同年十二月の県会にはこの沼田街道改修の議案が提出され

まさに金山谷住民の願望をひしひしと感じとられる請求願書とい

ために鋭い対立をみるに至っている。それは、宮下し左靭し沼沢 県より沖野技師が地押調査として只見川東西両岸の測量に当るよう 沢~麻生~西方~名入~滝原~早戸~大牧~水沼という西岸路線を 水沼という東岸路線に対して西岸村民が反対し、 になった。 を以て知事に折衝し知事に協力の意を約束させ、 わずか一票の差で否決されたのである。 しかし、 渡部禎二は宮下村外五十一か村連合会をもとにして誠意 この時に路線をめぐって東岸と西岸の利害が一致せず、 明治二十一年には 柳津~小卷~野老

田街道改修は約六年の月日をかけ、ついに明治二十四年十一月に完満水~滝原~早戸~水沼の順路をふむようになったのである。たが、金山谷五十二か村民の熱意と労苦とをもとにしてこの沼あったが、金山谷五十二か村民の熱意と労苦とをもとにしてこの沼あったが、金山谷五十二か村民の熱意と労苦とをもとにしてこの沼あったが、金山谷五十二か村民の熱意と労苦とをもとにしてこの沼あったが、金山谷五十二か村民の熱意と労苦とをもとにしてこの沼をいる。かくて沖野技師の測量の結果、宮下~左靭~沼土張したのである。かくて沖野技師の測量の結果、宮下~左靭~沼

沼田街道改修碑文(所在地 大沼郡三島町早戸)

成した。冬早き只見路にははやくも雪のちらつくころであった。

彰シテ以テ不朽ニ傳ヘスンハアル可カラス。ニ之ヲ画リ之ヲ遂ゲ以テ厥ノ恵澤ニ頼ラシメ、仁人ノ徳ハ之ヲ表夫レ文明ノ福利ハ交通ノ便ト運輸ノ発達トニ依リテ護ラル。故

明治二十一年沿道五十二ケ村連合会ヲ起シ、地方開発ノ為三等原治二十一年沿道五十二ケ村連合会ヲ起シ、地方開発ノ為三等に、終ニ内務省技師沖野忠雄氏ノ實地踏査ト為リ今日ノ換線ヲ見ルニ至レリ。

ニ非サリシナリ。其ノ克ク成熟セシハ實ニ裏面ニ刻セル諸氏ノ竭抑此ノ事ノ起ルヤ障害百出競争激烈、其ノ困難ハ文筆ノ悉ス所

繹タリ。山紫水明ノ地旅客ノ往来日ニ繁ク、人文ノ発展月ニ熾ナ成リタルヲ以テ、大沼南會ノ二郡人其無限ノ宝庫ヲ開キテ車馬終力ト熱誠トニ之因、今ヤ磐越西線開通シ而シテ縣道西方街道改修

大正七年十月 文學士 山内為之輔選文

有志諸氏ノ徳誠ニ偉ナラスヤ。

#### 七 中の橋の変遷

西山川口方面への分岐点として交通の要衡となっていた。以下、明 この橋は単に寺家町と諏訪町とを結ぶ橋だけではなく、野沢・西方・ 藤小野川」とみえていて、 でにこの橋を廃している。 橋 治以降の中の橋の変遷をたどると次のようになる。 みなとや駐車場を結ぶあたりに架けられていたと推測される。 「四月中橋新成、 中の橋の修覆記録には、すでに藩政時代寛文五年(一六六五)に、 中の橋の名称は銀山川に架けられた橋が古くは三つあって、上 下の橋は慶長以後の水難に数回あったために藩政時代寛文期にす ・中の橋・下の橋とそれぞれ呼ばれていたことからきている。 師読経供養、 古くから柳津にとって重要な橋であった。 おそらくこの下の橋は現在のあつまや・ 師曽訴大破、 是以官給伐於細越平井

明治十三年十二月、中の橋らんかん取替。

沼田街道改修工事八坂野御殿場沢新道になる。

0

半蔵氏外五名、長九間五尺、高五間、幅二間、木橋。工費百二十五円で中の橋新成、請負人佐藤銀五郎氏、石工石川

月八日開橋式。若松名古屋町一条銀次請負、費用は柳津にて寄。明治二十一年十一月より石橋眼鏡橋として着工し、二十二年八

- チ式石橋工事の優秀な技術を物語るものといえよう。 | 「一手式石橋工事の優秀な技術を物語るものといえよう。 | 大正二年日、同三十八年旧六月三日、同四十四年七月十四日、大正二年日、同三十五日、同十五年七月二十八日、昭和六年七月九日等の | 大正二年日、同三十五日、同十五年七月二十八日、昭和六年七月九日等の | 大正二年日、同三十五日、同三十五年旧八月二十九年 | 大正古橋工事の優秀な技術を物語るものといえよう。

事桁橋として竣工。る。昭和二十八年七月二十五日、近代的な鉄筋コンクリート工。昭和二十八年七月二十五日、近代的な鉄筋コンクリート工。昭和二十七年十一月、交通量増加に伴ない取りこわし工事始ま

コンクリート桁橋として竣工。現在に至る。。昭和四十八年、銀山川両岸嵩上げ工事のため取りこわし、鉄筋

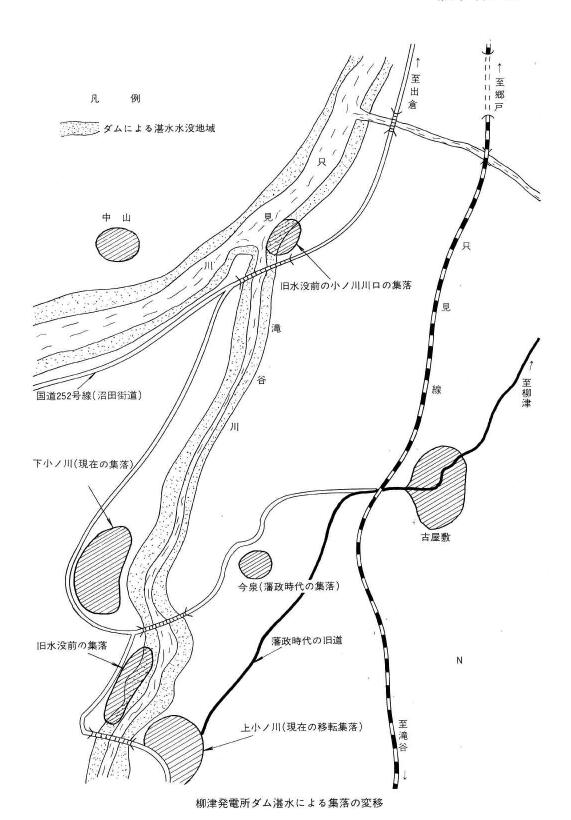
のである。またこの橋の周辺が紅灯のころは情緒味があったという。た大清水とともにその面影をなくし、新しく近代的な橋へと変じた橋と呼ばれて親しまれてきたが、嵩上げ工事によって其の姿を消しての中の橋は橋脚が眼鏡型になっているところから、人々に眼鏡

### ハ 川口集落の変転

小ノ川川口集落の変転はその象徴であろう。時代の流れは新しい息吹きを与えるとともに様相の変転を促す。

戸数五、六戸を数えるようになってきた。 沼田街道改修が完成して荷車、馬車の運行が容易になるに従い、 営するようになったり、明治二十四年には三島町から金山町に及ぶ この川口に木橋を架けて「豊橋」と称し、 て、明治十九年(一八八六)に持寄の人斎藤豊記氏が私財を投じて ろが明治十五年以降沼田街道がこの川口をとおるようになり、 谷川の川口に一軒屋を建て、川魚を採って生計を立てていた。とこ の集落が存在したところである。明治初期に小ノ川の一戸がこの滝 くの人々はこの沼田街道によって会津盆地と大沼南西部を往来する ようになってきた。そのためこの滝谷川河口にある豊橋の利用価値 一段と高まってきて、との川口に住みつく戸数が自然に増加して、 滝谷川の清流が只見川の大河に合流する地点、 旅人から橋銭を取って経 そこが小ノ川 川 多

ダムの水位が海抜二百十五メートルにも及ぶようになり、小ノ川川 川の場合には、 らなくなり、 する者が多く休み茶屋も大いに繁昌し、ダム湛水時まで続いていた。 から出てくる人たちは、この川口が休み場の適所なので、 止め、筏に組んで只見川を下るようになった。 の集落・本村小ノ川の集落とともに他の土地に住居を持たねば ところが、昭和二十八年(一九五三)に柳津発電所が完成して、 また森林資源に富む西山方面からは多くの材木が滝谷川を利用し 流木を小ノ川・川口へ送りこみ、ここで筏止めを作って流木を 移転を余儀なくされるようになった。 滝谷川をはさんで東と西に集落を作り、 大沼西部・西山方部 家屋移転は小ノ 小ノ川川口 ひと休み



344

代的架橋であろう。 特筆に価するのは、

ものと考えられる。滝谷川は昔の川幅の何倍かになり、 居住関係を考えることもないため、 分散して行われた。小ノ川川口の家々は農家がなく耕地・山林との の場合には出倉に三戸、大根下に二戸、小ノ川に一戸というように ノ川集落を偲ぶよすがもない。 このように分散移転がなされた かつての小

である。

### (九) 未来へのかけ橋

ために、 がれてきた。 戦後沼田街道は只見川電源開発と奥会津の豊富な諸資源の開発の 交通量は激増するのみであったために、その改修に意を注

る。 代に入るとその改修は急速に進み、全線の舗装化も間近となって 群馬県沼田に達する奥会津地方唯一の幹線であるから、 国道二五二号線としてのこの道路は、 只見~山口~桧枝岐を経て 昭和四十年

庵より大根下・二本木地内の幅員拡張・直線化が進められてきたが 線路としたほか、下中沢地内・持寄地内の幅員拡張・直線化、 七三)より、八坂野御殿場地内の旧四九号線の屈曲路を改修して直 わが柳津町内を貫ぬくこの国道四九号線も、 昭和四十七年 <u>二</u>九

工費は各々三億円の巨費を投じている。 ビ桁橋で、 柳津大橋・瑞光寺橋はともに只見川に架され、 設計事業主体は福島県、 施行者は三菱重工業株式会社 橋長は柳津大橋が一八三メ ニールセン型式ロ

> 1 道左右各々一・五メートル、全幅一○メートルに達する雄大な橋梁 ル 瑞光寺橋が一 四八・五号に及び、 車道幅員七メート 歩

人工の美と相俟ってそれはまさに柳津発展を奏でる未来のかけ橋と 歴史千古の虚空蔵堂と只見川の清流に映ゆる山脈と大橋、 自然と

未来へのかけ橋

なるであろう。

作詩

鈴 木静作

我が郷 三本楊の古きより

仏教文化をはぐくみ

悠久千古の流れ

只見川にまたぐ

柳津大橋·瑞光寺橋 その架橋技法は

長さにおいて日本一という 四方の山脈とともに

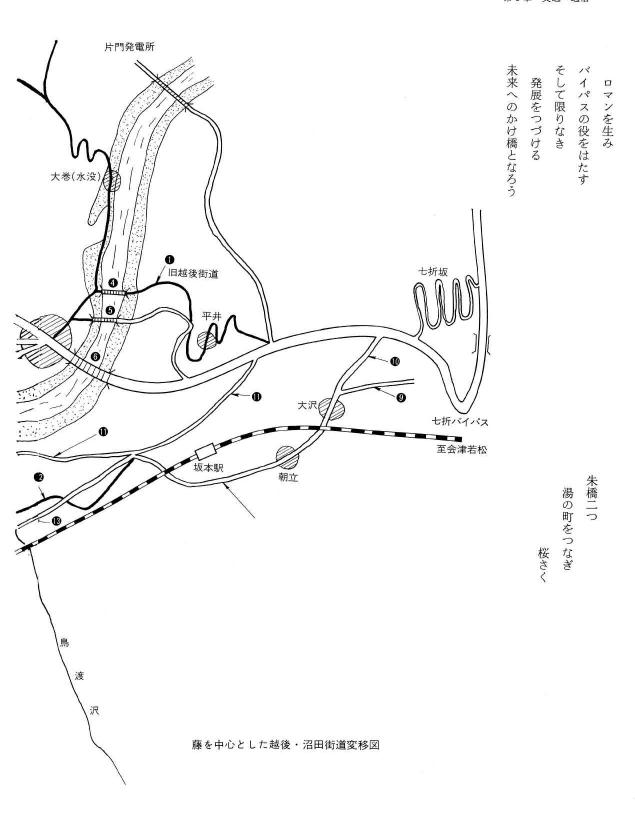
その偉容を

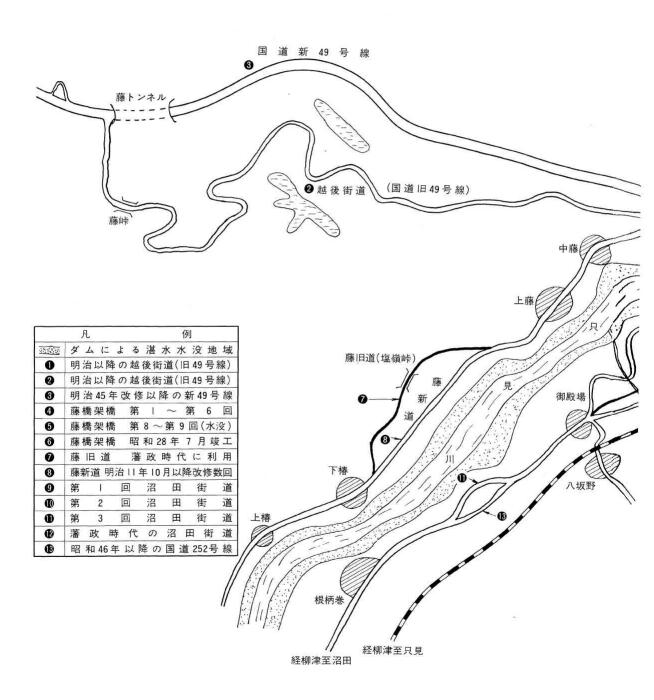
柳津バイパスの開鑿と柳津大橋・瑞光寺橋の現

只見の清流に景す

朱の橋とつり橋

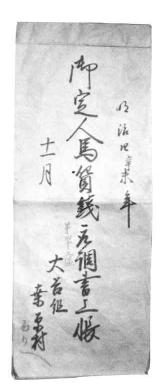
景観をつくり







藤峠付近の越後街道と新国道



人馬賃銭取調書上帳 (明治初年の記録)



汉 田 街 道 明 修 順 未

↓沼田街道改修顚末記

←旧沼田街道のおもかげ(牧堀新道)

八坂野御殿場付近→



↓砂子原陸軍会社見込書(昭和5年)



藩政時代大谷組道路図





### 三、銀山峠街道

### 一 銀山峠街道とは

いたので、西勝に行く峠というところからこの西勝峠という名称がいたので、西勝に行く峠というとろから、この名称が生まれたものである。呼ばれていたらしい。西勝峠の名称は大沼郡西勝で、昔時月に六斎の市を開催して西河市ともいわれ繁栄を極めたことがあり、西山・の市を開催して西河市ともいわれ繁栄を極めたことがあり、西山・の市を開催して西河市ともいわれ繁栄を極めたことがあり、西山・銀山峠街道とは軽井沢の集落の南西にあたる軽井沢銀山の小高い銀山峠街道とは軽井沢の集落の南西にあたる軽井沢銀山の小高い

西山方部・軽井沢方部から会津盆地に行くのにはこの銀山峠を利断すると、柳津→坂下への道よりも比較的に短距離であり、しかものでが大いに利用され、人々の往来、物資の運送が活発であったもので軽井沢銀山が採掘されていたころには、物資運送のためにとの道路を利力である。

生まれたのであろうといわれている。

は、「天正中越中人半左衛門與"軽井沢人沼右衛門,所"創見,」としてあ吉と云者、始めて坑を穿ち銀を掘採る」とある。また、軽井沢碑文にによるものである。『新編会津風土記』には「元和元年、本村の農民善軽井沢銀山は永禄元年(一五五八)軽井沢村民松本左文治の発見

る。

もに、交通往来の盛んであったことを伝えて、との盛山ぶりであった。『新編会津風土記』には、この盛山ぶりとと毎月製銀三十貫より四十貫の生産高をみて、戸数千戸といわれるほた天正十八年以後には毎月製銀九百斤を上納し、加藤嘉明の代にはこの銀山は天正三年頃には大いに繁栄し、蒲生氏郷が会津入部し

たことを示している。

土記』には、
土記』には、
・本荷で三百五十三文、無荷で二百三十六文、人足で百七十四間で、本荷で三百五十三文、無荷で二百三十六文、人足で百七十四間で、本荷で三百五十三文、無荷で二百三十六文、人足で百七十四間で、本荷で三百五十三文、無荷で二百三十六文、人足で百七十七文の駄賃であった(享保年間)。この藩政時代の通路は牛馬の通行もやっとの狭く嶮しい山道で、峠の頂上六百五十メートルで、この西勝峠・銀山峠の他に梵天山といわれる山もあった。『新編会津風土記』には、

の諸村に通る路なり、左右に銀坑の跡多く遺り、数町の間石屑の「西勝峠、小名銀山の申の方一町にあり、登ること九町、金山郷

ごある。 挟盆な倹坂をたどってこの頂上で着いた当時の人々は、さ諸村棊布し、長流練を曳き、遠樹薺の如く眺望頗る佳なり」みにて草木を生ぜず、絶頂より東に顧みれば、重山を隔て居平の

道を経て柳津に来ている(古川古松軒『東遊雑誌』参照)。 どある。狭溢な嶮坂をたどってこの頂上に着いた当時の人々は、さとある。狭溢な嶮坂をたどってこの頂上に着いた当時の人々は、さとある。狭溢な嶮坂をたどってこの頂上に着いた当時の人々は、さ

いる

(鉱山史参照)。

## 二 明治以降の銀山峠街道

同様に繁栄し鉱夫八百人も働いた。兵衛の経営になると、軽井沢銀山は蒲生・加藤氏治世の採掘時代と合併して久保田村となったが、明治十二年(一八七九)より古河市明治十年(一八七七)一月二十日に、田代・中村・大峯の三村が

な小都市的な雰囲気さえ醸し出していたといわれる。場・店舗・女郎屋などが軒を並べて、さながら当時としてはモダン院・郵便局・電気会社・事務所・神社・寺院・土蔵・鍛冶屋敷・酒当時、銀山の建物は住宅の他に、工場・監獄・警察署・学校・病

川、銀製錬のため川が赤銅色となった)に掛っている大橋を渡り、、外、津川~野沢~藤~柳津~黒滝~猪鼻を経て、銀山川(俗称赤鉄修と物資の運送とが盛んになってきた。当時、同銀山の銀鉱を精改修と物資の運送とが盛んになってきた。当時、同銀山に通ずる道路のこのような軽井沢銀山の開発繁栄に伴って同銀山に通ずる道路の

配送した食塩を始めてとして、必要諸物資の配送記録が保存されて藤で陸運会社を経営していた斎藤久人氏宅には、この軽井沢銀山へ塩野【軽井沢銀山という順路で駄馬運送をしたわけである。当時、

町から銀山川沼いに落合橋付近のトンネルを貫通した現在の道路で 藩政時代の黒滝~猪鼻~塩野~軽井沢銀山へのこの通路は現在もそ の道は黒滝の芳賀憲一郎氏宅の少し手前で現在の道路と合している。 文房具店、 らに昭和四十九年にこの落合橋上流のトンネル付近は直線道路とな ある(もっともこのトンネルはその後落土して天井がなくなり、 て、 の名残りをとどめているが、 って打越を経ていく、 藩政時代との道路は今と異っていて、 銀山への物資運搬を便利にしようとして開削されたのが、 幅員も拡張された)。 記録によると 安達松之輔氏宅の側の小路をたどり、 いわば踏み付け道という程の小径であり、 との打越を経ていく銀山街道に代わっ 柳津一王町から上村の伊藤 鳴神山の中腹をぬ 王 ح B

請始り、 銀山盛山ハ十三年度ヨリ大器械新築、又十九年七月ヨリ大器械普 鼻ヲ経テ銀山ニ至リ、通行荷車人力車差支無ク六月迄道路開墾ス。 十万坪受負、揚場ハ安久津村字下川原へ水揚致、 人足モ数十人ニテ運搬ス。 及大挽小屋掛大賑カナリ、 明治十九年四月始り、 横九間長サ拾九間ノ家材木ハ野尻村山師三五郎ト申人数 軽井沢銀山盛山 此所ニテ組建大材ハ牛ニテ運送、 古モ銀山ハ家千軒モ有テ大盛山ト云伝 ニ付柳津村ヨリ黒 川原へ大工小 滝 日 猪

十余年実記し

大下水ニテイカダ流スコト不叶、大材木ハ壱本ツゝ流申候」(『六男女ノ別ナク人夫出テタリ也。当年ハ旱田ノ為水不足ノ為只見川フ。夫ヨリモ明治時代ノ盛山ハ増成ト云フ。安久津村ヨリモ老若

の駄馬道に改修したといわれる。幅員は記述されていないが、伝えるところによると約三メートル幅明治十九年(一八八六)のことであることが判明する。その道路のとある。これによると打越の小径が現在の通路へと換線したのは、

なったわけである。が開削された。いわゆる馬道と称する通路で、これが当時の県道とが開削された。いわゆる馬道と称する通路で、これが当時の県道と一方、銀山峠付近でも物資運送の必要性から三メートル幅の新道

山へ運送する食塩、その他の諸物資が津川・野沢の陸運会社から藤れるもので、山の鞍部に通路があったのである。ところが軽井沢銀ある。藩政時代には藤と椿の間の通路はいわゆる塩峯峠越えといわ一方、藤新道もこの軽井沢銀山の盛山に従って開修されたもので

藤からするには是非共、藤新道の改修が必要であった。要度が高まってきた。一方、大沼郡只見川西岸諸村への物資配送をの陸運会社に継立てされ、これらを藤から軽井沢銀山に配送する必

いる。この改修は容易でなかったらしく、 繕之願』を明治十二年四月四日付で河沼郡長吉成為保宛に提出して 及び只見川西岸道筋の諸村に仰付けられたいとの趣旨から『道路修 をしたが充分な駄馬路にならなかったので、改修の助力を隣村椿、 藤では自村の力で、明治十一年十月に藤新道を幅九尺の通路に改

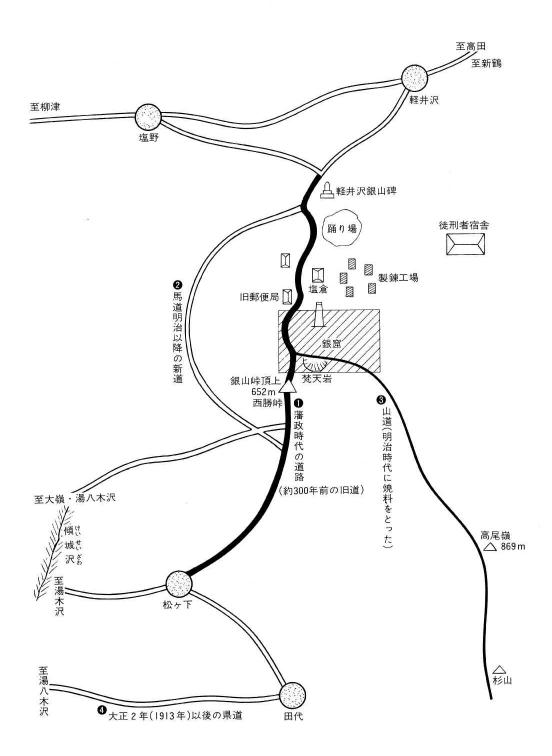
村並ニ道筋……助人夫願度」右目録帳之通残之場所嶮岩ニテ自村計ニテ相及兼候ニ付、依テ隣「村中之者実ニ気込、去十一年十一月中村中ニテ修繕仕候得共、

とこの願書に記述している。

に古河市兵衛が廃山にすると急速に衰えていって、人々の銀山峠をしかし、さしも盛山だった軽井沢銀山も明治二十九年(二八九六)けに藤新道が只見川西岸の重要な道筋であったわけである。明治十年代には、藤橋はまだ架橋されていなかったので、それだ

越える姿も少くなった。

留を経て、高田と永井野の仲継所へと、片道五里(約二十キロメーの背に着け、五畳敷→大廻戸→松ケ下→銀山峠→軽井沢→二岐→赤治三十年(一八九七)頃からである。西山の人達はこの瀬戸土を馬た五畳敷白土が馬の背をかりて銀山峠越えをするようになった。明しかし、銀山に代って老沢・前新田産のいわゆる瀬戸土と称され



軽井沢銀山を中心とした道路図

なった。古老の話によると、銭五厘で、一日の運搬量は三、四十貫位で、日当も一円二十銭位にトル)の銀山道路を毎日往来した。当時の瀬戸土の運賃は一貫匁三

「大正四、五年頃、馬に二十五貫を着け、馬方は一俵七~八貫を 門具っていった。永井野仲継所菊地大吉と取引きすると代金が米 八升分になった。一日七十銭くらいの日当になった。往来する馬 は五畳敷で十五、六頭、砂子原約十頭、牧沢七頭、久保田五頭、 場八木沢七頭と約五十頭近い馬がこの瀬戸土などを運送していた。 朝早く五畳敷を出発しても帰り途には銀山峠で暗くなるのが普通 だった。大正元年(一九一二)以前は五畳敷と久保田間の道路は 次下というところの小川へ柴の橋を何十も掛けて道中した。また、 大正二年になって久保田と湯八木沢間の道路を切り開いたので、 大正二年になって久保田と湯八木沢間の道路を切り開いたので、 大正二年になって久保田と湯八木沢間の道路を切り開いたので、 大正二年になって久保田と湯八木沢間の道路を切り開いたので、

と伝えている。

くなるのも間近いことと考えられる。ので高田町に出る人達も数少いが、林道開発などによって往来の繁柳津に出るにも湯八木沢へ出ればバスの便もあるので、銀山峠を通現在の県道は湯八木沢から久保田を通って松ケ下が終点となり、

もに、昔時歌われた馬子唄(盆歌)に銀山街道の往来のさまが偲ば今、銀山峠に立つと、二十三メートルに及ぶ赤煉瓦の大煙突とと

れてならない。

月が出た出た銀山峠

煙でよごれて化粧なおし

峠のぼればチラチラみえる

妻子待つだろ灯の下で

月が出た出た銀山峠

さぞや馬子さん あかりかろ

### 四、鉄道・バス

### 磐越西線の開通

(-)

明治三十二年(一八九九)に至って郡山~若松間が開通した。同時治三十二年(一八九九)に至って郡山~若松間が開通した。同時、養雄が福島県知事として赴任し、代議士山口千代作・柴四朗の本線が福島までのびた。磐越西線は当初岩越鉄道と称し、本格的な本線が福島県知事として赴任し、代議士山口千代作・柴四朗の西氏が第三回帝国議会に始めて提出したのである。明治五年(一八九二)東京~横浜間に鉄道が開通されて以来、わ明治五年(一八九九)に至って郡山~若松間が開通した。同時治三十二年(一八九九)に至って郡山~若松間が開通されて以来、わ明治五年(一八九九)に至って郡山~若松間が開通されて以来、わ明治五年(一八九九)に至って郡山~若松間が開通した。同時治三十二年(一八九九)に至って郡山~若松間が開通した。同時治三十二年(一八九九)に至って郡山~若松間が開通した。同時治三十二年(一八九九)に至って郡山~若松間が開通した。同時治三十二年(一八九九)に至って郡山~

# 改称されるようになった。

三年 (二九一四)

布された国有鉄道法により、二四二万円余で買収されている。

には同線は新潟県新津市まで全通して磐越西線と

・ 喜多方間に鉄道開通がなされた。

なおこの鉄道は同三十九年に公

三十七年には、坂下方部と喜多方方部との激烈な競争の結果、

## 柳津軽便鉄道の創設計画

した。それは、柳津軽便鉄道創立趣意書を作成して、柳津までの鉄道施設を目論見れ、坂下経由の夢が破れた坂下方面では、大正五年(一九一六)に軽越西線が若松✔喜多方✔津川方面経由となって鉄道敷設がなさ

損失を受けたが、としたものであった。磐越西線の開通によって坂下町方部は大きな村ニ至ル延長十七哩ニシテ旅客貨物ノ運輸ヲ営ムヲ以テ目的トス」「官設磐越線若松停車場ヲ基点トシ、坂下町ヲ経テ、河沼郡柳津

ノ士ヲ得テ後知ルニアラサルナリ」ニ復スルノミナラス、漸次進展シテ益々面目ヲ改ム可キハ、具眼「本鉄道(柳津軽便鉄道)ノ完成セル暁ハ須臾ニシテ旧時ノ状態

とし、また、

厳山円蔵寺にふれ、 厳山円蔵寺にふれ、 大レ本鉄道ノ竣功センカ県道沼田街道及只見川水陸運送ノ利用 シ夫レ本鉄道ノ竣功センカ県道沼田街道及只見川水陸運送ノ利用 とし、さらに柳津が終点駅として、その観光資源として価値ある霊 農耕地ニ富ミ加フルニ無限ノ山林アリ 鉱業少カラス(中略)若 農村・二里リ容易に柳津駅ニ達シ、以テ全国各需要地ニ配送スルヲ得ル」 とし、さらに柳津が終点駅として、その観光資源として価値ある霊 とし、さらに柳津が終点駅として、その観光資源として価値ある霊

過当ノ計算ニアラサルヘシトス(而シテ開通後ノ増率ヲ仮リニニ倍トシテ十四万人ハ敢テ)はノ便ニ依ルヲ得サルモノトセハ鉄道ノ便ヲ利スルモノ七万人一、一ケ年現在ノ参拝者約十万人トシ、内三分ノ一ハ近村或ハ鉄

一哩ノ乗車賃金金二銭五厘ヲ乗スレハ、金八万四千円ノ収得ト人、乗車哩ヲ約十二哩トシテ合計三百三十六万人哩トス(之ニ)、鉄道開通後ノ参拝者ヲ十四万人トスルトキハ、往復二十八万

ス

込ムモ八朱ヲ下ルコトナカルヘシニ相当ス 併シ小児又ハ団体割引等ノ減収営業費ノ増加等ヲ見、一ケ年八万四千円ノ収得ハ資本金六十万円ニ対シ、一割四分

との目論見をしている。

この計画は失敗に帰したのである。となった。ところがいざ出費となるとそう簡単に事は運ばず、遂に定を受け、さらに技師派遣による実地測量の上、いよいよ株式募集定を受け、さらに技師派遣による実地測量の上、いよいよ株式募集

論見されたがいずれも実現には至らなかった。
式会社」「南山拓殖電気軌道株式会社」が野沢の小島忠八によって目一方、野沢を起点として鉄道敷設を立案した、「野沢軽便鉄道株

## 三 国有鉄道会津線の開通

るようになった。
すると、従来の私設鉄道計画から国有鉄道の敷設へと運動を展開す唱していた八田宗吉が当選し、初めて代議士として中央政界に進出大正六年(一九一七)四月、第十六回総選挙にこの鉄道敷設を首

敷設運動を展開していたので、これと相俟って共同運動を進めるこ折柄、南会津郡では栃木県今市より田島を経て若松に達する鉄道

野岩羽鉄道敷設運動として進めることになった。とを得策とし、栃木・福島・山形の選出代議士が協議していわゆる

申す河野は政友会に入党する」とまで言い切ったといわれる。
で柳津に至るを、若松より会津高田し新鶴し坂下を経てと補足したが、中央政界においては特に憲政会の反対をうけての共同運動によって採決された柳津線、すなわち若松より坂下を経の共同運動によって採決された柳津線、すなわち若松より坂下を経の共同運動によって採決された。翌年第四十一議会には、こ四十議会の委員会において採決された。翌年第四十一議会には、この計画は関係市町村長連署の上、貴族院・衆議院に提出し、第

のぶこ人日の後にに他で売り告が近り、「書からし、」」によりほどであった(当時の柳津下藤出身郡会議員斎藤久人氏)。道敷設建議案をすみやかに貴衆両院に提出するように可決しているしかし、地方民の願いは固く、大正八年二月の河沼郡会には、鉄

局長小川虎吉氏・円蔵寺住職沖津堪宗氏の三人であった。して柳津町より上京していた人は、柳津村長増井彦松氏・柳津郵便各議員の自邸を訪問して懇願大いにつとめたといわれる。運動員と松市九名、耶麻郡七名の多数にのぼり、貴族院否決の報を受けると当時の会津より上京の運動員は、河沼郡八名、大沼郡十七名、若当時の会津より上京の運動員は、河沼郡八名、大沼郡十七名、若

開通した。十三年度起工第一期工事、若松↓坂下間は大正十五年十月十五日に四十四帝国議会で「若松・田島・柳津間軽便鉄道」の敷設可決)。同四十四帝国議会で「若松・田島・柳津間軽便鉄道」の敷設可決)。同その結果、該鉄道敷設工事は大正十年より着手の予定となった(第

いて、『六十余年実記』には、

、『六十余年実記』には、

、『六十余年実記』には、

が円蔵寺で催され、祝賀会が柳津小学校で行われた。開通式につけ、

「月七日)、同三年十一月二十一日には、坂下✔柳津間の鉄道開通標を打ち、昭和二年一月より起工着手(柳津鉄道起工式は昭和二年でらに、坂下より柳津までの鉄道敷設工事は大正十五年十月に焼

トシテ演能会、活動写真、民謡会、花火」・シテ演能会、活動写真、民謡会、花火」・大五百人へ壱食壱酒贈、以上部落民へハ酒一人弐合宛下与(余興以上ハ協賛会寄附者、区長、村会議員、土地者其ノ外他村ョリ合い学校内、開通祝賀費千五百円、部下壱戸平均壱円五拾銭、五円、学校内、開通祝賀費千五百円、部下壱戸平均壱円五拾銭、五円、十一月廿一日天気、柳津鉄道開通式、式場円蔵寺内、祝賀会場

の歓喜はいかばかりであったろうか。とある。こうして待望の汽笛の音は柳津の山峡にこだました。地元民

かくてわが柳津町は、との昭和三年より国鉄会津柳津線の終点と

のである。



←大平町の集落をつくった国鉄柳津駅→かつては只見線を走ったなつかしのS・L



### tinx表明業数体計の亦移主

|    | 会津机   | ###            | 務統計の              | 変移表                |                  |
|----|-------|----------------|-------------------|--------------------|------------------|
| /  | 年 度   | 昭 和            | 昭 和               | 昭 和                | 昭和               |
| 種  | 別     | 5年度            | 10年度              | 20年度               | 30年度             |
| 旅  | 乗車人員  | 33,364<br>(91) | 73,367<br>(201)   | 148,321<br>(407)   | 164,676<br>(451) |
| 客  | 降車人員  | 32,413<br>(89) | 74,588<br>( 204 ) | 138,989<br>(381)   |                  |
| 貨  | 発送トン数 | 1,249<br>(3)   | 9,244<br>( 25 )   | 265,132<br>(726)   | 204,745<br>(561) |
| 物  | 到着トン数 | 783<br>(1)     |                   | 446,300<br>(1,223) |                  |
| 手  | 発送個数  | 483<br>(1)     | 2,443<br>(7)      | 1,192              |                  |
| 荷物 | 到着個数  | 506<br>(1)     | 2,519<br>(7)      | 1,003              |                  |
| 小  | 発送個数  | 252<br>(1)     | 897<br>(2)        | 163<br>(1)         |                  |
| 荷物 | 到着個数  | 1,571<br>(4)   | 7,305<br>(20)     | 304<br>(1)         |                  |
| 貨  | 発送車数  | 1,258<br>(3)   | 3,919<br>(11)     | 228<br>(1)         |                  |
| 車  | 到着車数  | 1,258<br>(3)   | 3,919<br>(11)     | 173<br>(1)         | 119<br>(1)       |
| 鉄道 | 発信通数  | 2,316          | 2,177<br>(6)      | 730<br>( 2 )       |                  |
| 電報 | 到着通数  | 517<br>(1)     | 2,429             | 1,276<br>(3)       |                  |

(

) 内は1日当りの数字

きいといわねばなるまい。

現在柳津町には、

会津柳津駅

郷戸駅

減を示しているが、未だに鉄道の価値は大

等の交通運輸機関の増大に伴い、

利用の漸

十年代以降は、

バス・自家用車・トラック

化の駅となっている。

て昭和四十六年八月より郷戸駅は駅員無人

て営業しているが、

国鉄経営合理化によっ

滝谷駅があり、

それぞれの特殊性を生かし

して、 ものである。 の鉄道を利用する旅客は数多く、 置にあった。 多くの運送設備が整備され、 大沼・南会二郡の物資・資源の輸送の根拠地として、 路線として活発さを示していた。 昭和十六年十月二十八日に同線が宮下に延長するまでその位 この鉄道開通により大平町の集落が形成される一方、 その間に虚空蔵信仰と景勝のすぐれたところから、 諸物資が山積されて重要な物資輸送の 柳津駅は乗降客で大いに賑わっ 柳津駅前には

鉄道は昭和三十七年三月になって国鉄に編入され現在に至っている。 には川口~只見間の田子倉専用鉄道が全通したが、この田子倉専用 で開通し、 宮下に延長以後、 さらに電源開発株式会社によって昭和三十二年八月一日 同線は戦後昭和三十一年九月二十日には川口ま

### (四) バス路線の開通と変移

の乗合馬車が柳津~坂下間を往来したが、この待合所は虚空蔵尊仁 る馬・荷車にも変化がみられてきた。柳津町に交通機関の先がけと 王門下であった。 して現われたのは乗合馬車(通称トテ馬車) 明治以降沼田街道改修が進められてくると、従来の交通機関であ で、 大正の初め頃にこ

津に初めて自動車を購入して、自分で運転し営業するようになった しかし、大正十二年に内田俊次氏(寺家町・大正十五年没) 自然に乗合馬車は姿を消してしまった。 が

次いで鉄道会津線(坂下~柳津)開通に先立ち、 昭和三年、 <u>±</u>

長されて以来は、

終着駅としての性格を失

柳津駅は、

昭和十六年宮下まで鉄道が延

い、次第に変貌を来している。特に昭和四

不定期に運行したこともあった。昭和十四年頃の一時、通称円太郎バスという約二十人乗りのバスがこの乗合自動車運行開始のことをさしていると考えられる。なお、の記録に、「九月八日坂下ョリ柳津迄初メテ車通行ナリ」とあるのは、人乗自動車(通称コマンシャール)が定期的に運行開始した。当時

までしか鉄道はなかった。柳津~宮下間が六十銭だった。四年から十三年どろに柳津から宮下まで運行していた。当時は柳津また、ハイヤー(タクシー)としては、春江荘の渡部氏が、昭和また、ハイヤー(タクシー)としては

でいる。

でいる。

でいる。

でいる。

でいる。

でいる。

昭和四十五年以降の国道四九号線、同二五二号線の改修によって、「ス利用にも大きな変化を来している。 昭和四十五年以降の国道四九号線、同二五二号線の改修によって、「ス利用にも大きな変化を来している。

## 第三節 通 信

### 柳津郵便局の沿革

(--)

小林善亮(局長心得)・佐藤栄一の各氏がその任に当ってきた。 郵便局を設置されるようになったのであろう。 円蔵寺の寺領肝煎を務めるとともに、町検断・宿駅柳津の人馬継立 十一日、字諏訪町甲一〇八番地に新局舎落成につき移転した。局長 職している。大正二年(一九一三)の水害以後、大正五年八月一日局舎 家の当主であった小川孫八郎である。以後、 などをしていたので、明治の近代化に伴う駅逓制度確立とともにとの 川トメさんの番地)に開局されたものである。小川氏宅は藩政時代に 下に属し、五等郵便局として柳津村大字柳津甲一七〇(現寺家町小 は寺屋町から字諏訪町甲一一八番地に移転し、 (改名後、小川孫八郎)、小川寿八、雪下(小川)虎吉の各氏が歴代襲 柳津郵便局の誕生は、明治十二年(一八七九)四月一日に駅逓局管 大正四年八月十二日より佐藤銀五郎・長谷川美材・佐藤栄一・ 初代の郵便局長は小川 明治年間は小川子之吉 更に大正六年十二月

## 柳津郵便局の沿革一覧表

| 明治12年4月1日        | 年月日  |
|------------------|------|
| 一七〇に開局           | 位    |
|                  | 置    |
| 駅<br>逓<br>局      | 監督局名 |
| 川孫八郎 局郵便開始 開始    | 記    |
| 五<br>等<br>郵<br>便 | 事    |

| //<br>36<br>年<br>7<br>月 | <b># 35年9月9日</b> 柳油 | 7<br>32<br>年<br>12<br>月<br>1 | ッ<br>31<br>年<br>1<br>月<br>1<br>日 | 26<br>年<br>12<br>月 | 26年8月1日 柳油     | " 25年3月3日 | ッ<br>24<br>年<br>1<br>月<br>16<br>日 | 22<br>年<br>7<br>月<br>17 | 21<br>年<br>4<br>月<br>1 | 20<br>年<br>2<br>月<br>21<br>日 | //<br>19<br>5月<br>26<br>日 | //<br>19<br>3月<br>25<br>日 | // 18年8月1日 | //<br>16<br>年<br>11<br>月<br>21<br>日 | 明治16年1月      |
|-------------------------|---------------------|------------------------------|----------------------------------|--------------------|----------------|-----------|-----------------------------------|-------------------------|------------------------|------------------------------|---------------------------|---------------------------|------------|-------------------------------------|--------------|
|                         | 一七〇に移転柳津村大字柳津甲      |                              |                                  |                    | 一六九に移転柳津村大字柳津甲 |           |                                   |                         |                        |                              |                           |                           |            |                                     |              |
| 仙台郵便局                   |                     |                              |                                  | 管 理 局信             |                |           |                                   | 電福島電報                   | 管仙 理 局信                | "                            | 管福島 理局信                   | 管<br>理<br>局<br>后          |            |                                     | 出福島駅所通       |
| 官報改正のため組替               | し移転 局舎焼失            | 小包郵便業務取扱開始                   | 外国為替業務取扱開始                       | 官報改正のため組替          | 局舎新築につき移転      | 局長雪下虎吉となる | 内国為替業務取扱開始                        | 官報改正のため組替               | 官報改正のため組替              | 津甲一一)となる局長小川寿八(大字柳           | 官報改正のため局組替郎と改名            | 三等郵便局に昇格                  | 貯金取扱業務開始   | 四等郵便局に昇格                            | 局長小川子之吉 19より |

| //<br>13<br>年<br>1<br>月<br>29<br>日 | //<br>13<br>年<br>1<br>月<br>8<br>日 | 〃 8年5月15日 | //<br>6<br>年<br>12<br>月<br>11<br>日 | ″ 5年10<br>月1<br>日 | ッ<br>5年8月1日                | //<br>4年9月16日 | # 4<br>年<br>8<br>月<br>12<br>日 | 2<br>年<br>12<br>月<br>5<br>日          | 大正2年6月13日 | ッ<br>44年<br>6月<br>14日 | ″ 43<br>年 4<br>月 1<br>日 | //<br>41<br>年12<br>月<br>26<br>日 | 79年4月1日    | 明治88年3月15日                |
|------------------------------------|-----------------------------------|-----------|------------------------------------|-------------------|----------------------------|---------------|-------------------------------|--------------------------------------|-----------|-----------------------|-------------------------|---------------------------------|------------|---------------------------|
|                                    |                                   |           | 移転 脚津村大字柳津字                        |                   | 移転<br>諏訪町甲一一八に<br>柳津村大字柳津字 |               |                               |                                      |           |                       |                         |                                 |            | 一六九に移転柳津村大字柳津甲            |
|                                    |                                   | 仙台逓信局     |                                    |                   |                            |               |                               |                                      | 北部逓信局     |                       | 管仙<br>理<br>居信           |                                 |            |                           |
| 一七)となる<br>局長佐藤栄一(柳津甲               | 甲一一八)となる局長長谷川美材(柳津                | 官報改正のため組替 | 新築落成につき移転                          | 保険業務取扱開始          | 移転の日間の名を表している。             | 電話業務取扱開始      | 柳津甲一七)となる局長佐藤銀五郎(大字           | 危険につき移転<br>災害のため敷地崩壊、<br>大正2年8月29日洪水 | 官報改正のため組替 | 改姓局長続行雪下虎吉、小川虎吉と      | 年金恩給業務開始官報改正のため組替       | 電信業務取扱開始                        | 振替貯金業務取扱開始 | 務のところ新築落成の<br>を必を<br>ため移転 |

表のとおりである。

| 春<br>整<br>外<br>公<br>衆<br>電<br>話<br>室<br>模 |       | 28<br><b>7</b><br>月<br>15<br>日     |
|---|-------|------------------------------------|
| 官報改正                                      | 仙台郵政局 | 24<br>年<br>6<br>月<br>1<br>日        |
| 一七)(中在家甲二二)局長佐藤栄一(柳津甲                     |       | 20<br>年<br>9<br>月<br>18<br>日       |
| 甲二七七四)局長心得小林善亮(会津高田町                      |       | 20<br>年 5<br>月 1<br>日              |
| 改正特定郵便局通信官署、                              |       | //<br>16<br>年<br>2<br>月<br>1<br>日  |
| 開始外国和文電報業務取扱                              |       | //<br>13<br>5<br>月11<br>日          |
| 事務室以外模様替                                  |       | //<br>12<br>年<br>4<br>月<br>25<br>日 |
| 電話交換業務取扱開始                                |       | 昭和3年3月1日                           |
| 郵政年金業務取扱開始                                |       | 大正15年10月1日                         |

## 二 西山郵便局の沿革

場庄作・金子金蔵・金子東逸の各氏が歴任している。主な沿革は下門治十七年十一月以降は、郵便局長として金子豊造・箕田洲平・馬明治九年には廃局となったが、その後同十三年三月二十四日に中明治九年には廃局となったが、その後同十三年三月二十四日に中の治力年には廃局となったが、その後同十三年三月二十四日に中の治力を表現の方式を表現している。主な沿革は下に属し、大沼郡中ノ川村大字砂子原字居平二八三に砂子原郵便局を出する。

## 西山郵便局の沿革一覧表

| //<br>12<br>年<br>12<br>月<br>21<br>日 | ″ 5年10<br>月1日 | // 4年4月1日      | 大正3年4月1日       | //<br>43<br>年 4<br>月<br>1<br>日 | 77年7月8日   字砂   二七 | 77<br>年<br>4<br>月<br>28<br>日 | 7<br>33<br>年<br>10<br>月<br>1<br>日 | ッ<br>32<br>年10<br>月10<br>日 | ッ<br>32<br>年<br>1<br>月<br>1<br>日 | 29<br>年12<br>月<br>4 | //<br>17<br>年11<br>月<br>1 | //<br>13<br>年<br>3<br>月<br>24<br>日 | ッ<br>9<br>年 | 明治7年12月21日 字砂2         | 年月日位 |
|-------------------------------------|---------------|----------------|----------------|--------------------------------|-------------------|------------------------------|-----------------------------------|----------------------------|----------------------------------|---------------------|---------------------------|------------------------------------|-------------|------------------------|------|
|                                     |               |                |                |                                | 二七に移転字配平二大沼郡中ノ川村大 |                              |                                   |                            |                                  |                     | *                         |                                    |             | 八三字砂子原字居平二 駅 逓大沼郡中ノ川村大 | 置監督局 |
| 和雷                                  | 簡             | 报名             | 扱税             | 年                              | 局                 | 局                            | 為                                 | 局                          | 貯                                | 局                   | 局                         | 設中                                 | 砂           | 局                      | 名    |
| 和文)業務取扱開始電信(内国和文、日支                 | 簡易保険業務取扱開始    | 投開始 各庁歳出入入金業務取 | 极開始 税納入振替貯金業務取 | 年金恩給業務取扱開始                     | 局舎移転              | 局長金子金蔵となる                    | 為替業務取扱開始                          | 局長馬場庄作となる                  | 貯金業務取扱開始                         | 局長箕田洲平となる           | 局長金子豊造となる                 | 、通常郵便取扱ノ川郵便局として再                   | 砂子原郵便局廃局となる | 局長箕田洲平砂子原郵便局開始         | 記事   |

| 局長金子東逸となる        |       | ″ 16年8月19日                         |
|------------------|-------|------------------------------------|
| 局 坪)会津西山郵便局と なる。 | 仙台逓信局 | //<br>14<br>年<br>12<br>月<br>7<br>日 |
| 外国為替業務取扱開始       |       | // 11年11月26日                       |
| 電話通話業務取扱開始       |       | 昭和4年9月11日                          |
| 郵便年金業務取扱開始       |       | 大正15年10月1日                         |

## 三 岩代国軽井沢郵便局

岩代国軽井沢郵便局とは、有名な軽井沢銀山のはなやかなころに

軽井沢郵便局については、「第六章第一節鉱山史・軽井沢銀山」の日で廃局、同三十五年十二月十五日、設置期間は十三年間に及んでれていた。

項に詳述してあるので、ことでは重複をさけるからその項を参照されて詳述してあるので、ことでは重複をさけるからその項を参照されていません。

れたい。